

第七十八回 参議院内閣委員会議録 第四号

昭和五十一年十一月一日(火曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

十一月一日

辞任

上田 哲君

補欠選任

大塚 喬君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中山 太郎君

委員

人事院総裁
人事院事務総局
人事院事務総局
職員局長

島村 史郎君

○委員長(中山太郎君)　ただいまから内閣委員会

を閉会いたします。

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

官(総理府総務長官)
國務大臣
防衛庁長官
坂田 道太君
藤井 貞夫君
茨木 廣君
中村 博君

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山太郎君)　ただいまから内閣委員会

を閉会いたします。

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

○國務大臣(西村尚治君)　ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

○國務大臣(西村尚治君)　まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○國務大臣(西村尚治君)　本年八月十日、一般職の職員の給与について、俸給表及び諸手当の改定等を内容とする人事院勅告が行われたのであります。政府としましては、その内容を検討した結果、人事院勅告どおり、本年四月一日からこれを実施することとしております。

○國務大臣(西村尚治君)　まず、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたことであります。

○國務大臣(西村尚治君)　第二は、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十四万円から十五万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対し、支給月額の限度額を三万円から三万二千五百円に引き上げることとしたことであります。

○國務大臣(西村尚治君)　第三は、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を六千円から七千円に引き上げるとともに、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を一人までについてはそれ一千円から一千二百円に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については四千五百円とすることとし、また、上に述べた扶養親族についても、それはそれ一千円から一千二百円に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については四千五百円とすることとし、また、上に述べた扶養親族についても、それはそれ一千円から一千二百円に引き上げることとしたことであります。

○國務大臣(西村尚治君)　第四は、住居手当について、月額一万一千円以下との家賃を支払っている職員の場合、家賃の月額から五千円を控除した額を支給月額とするとともに、月額一万一千円を超える家賃を支払っている職員の場合、家賃の月額から一万二千円を控除した額の二分の一を七千円に加算した額を支給月額とし、この場合において、その加算した額が一万五百円を超えるときは、一万五百円とすることとしたことであります。

○國務大臣(西村尚治君)　第五は、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員の場合、全額支給の限度額を月額一万円から一万一千五百円に引き上げ、最高支

給限度額を一千万五百円から一万四千円にすることとしたことであります。このほか、自転車等を使用して通勤する職員または交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員についてもそれ通勤手当の支給月額を引き上げることとしております。

第六は、宿日直手当について、勤務一回についての宿日直手当の支給限度額を、通常の宿日直勤務にあっては千三百円から千六百円に、管理、監督等の業務を主として行う宿日直勤務にあっては二千六百円から三千二百円に引き上げるとともに、土曜日等の退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についても支給限度額を引き上げることとし、また、常勤的な宿日直勤務についての支給月額を九千円から一万千円に引き上げることとしたことであります。

第七は、期末、勤勉手当について、十二月に支給する期末手当の支給割合を百分の一百十から百分の二百とし、六月に支給する勤勉手当の支給割合を百分の六十から百分の五十に引き下げるとしたことであります。

第八は、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その支給限度額を日額一万六千五百円から日額一万八千円に引き上げることとしたことであります。

第九は、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしたことであります。その内容を御説明いたしますと、内閣総理大臣の俸給月額は百四十五万円、國務大臣等の俸給月額は百五万円、内閣法制局長官等の俸給月額は八十八万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、七十四万円から六十三万七千円の範囲内で改定することとしております。

また、大使及び公使については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は百五万円、大使五号俸は八十八万円とし、大使四号俸及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、七十三万円から五十七万円の範囲内で改定することとしております。

なお、秘書官については、一般職の職員の給与改定に準じてその俸給月額を引き上げることとしたことであります。

第二は、委員手当について、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を三万円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額一万八千円にそれぞれ引き上げることとしたことであります。

第三は、沖縄国際海洋博覧会政府代表の俸給月額を七十三万円に引き上げることとしたことであります。

第四は、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました

例に準じて、防衛厅職員の給与の改定を行うものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を

ともに、當外手当についても従前の例にならない改定することとしております。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、期末、勤勉手当及び医師等に対する初任給調整手当につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用しておりますので、同法の改正によって同様の改正が行われることとなります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用することとしております。このほか、附則において、俸給の切りかえ改定に準じてその俸給月額を引き上げることとしたことを定めています。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中山太郎君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 まず、総務長官に今回の法案提出に至る経過について伺いたいと思います。

八月十日の人事院勧告の取り扱いについて十月十五日に閣議決定を行われているわけでありますけれども、この十月十五日の閣議決定を見ると、従来、公務員の給与の決定に見られない決定が行われていることに私は非常に注目をしているわけですが、これども、この十月十五日の閣議決定を見ると、従来、公務員の給与の決定に見られない決定が行われていることに私は非常に注目をしているわけがであります。それによると、第四項で「三公社、五現業、公庫、公團、その職員の業務」というものは、申し上げるまでもないことですが、これは十分承知しております。承知しておるのであります。

○委員長(中山太郎君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 まず、総務長官に今回の法案提出に至る経過について伺いたいと思います。

八月十日の人事院勧告の取り扱いについて十月十五日に閣議決定を行われているわけであります。

○委員長(中山太郎君) ただいま議題となりました防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案に

ついて所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の

た異例の初めての決定だと思います。こういう決定が、今回の公務員の給与の決定に当たって、ことさらに含まれた経過をまず伺いたいと思うんです。

この決定第四項について、これは閣議決定に至る前に開催された給与閣僚協議会、この給与閣僚協議会でもこのようない定が行われているのであるのかどうか、まずこれを伺いたいと思うんです。

○國務大臣(西村尚治君) 閣議決定後のこの発表、これは閣議決定前の給与閣僚協議会でも問題にならないわけではございませんでした。こういうことが今度初めて公表されたということにつきましては、これはもちろん政府といたしましても、三公社五現業、公庫、公團、こういったところの職員の特別給、これを決めるのはあくまで労使の団体交渉によって決まるべき筋のものだということは十分承知しております。承知しておるのであります。

○國務大臣(西村尚治君) 閣議決定後のこの発表、これは閣議決定前の給与閣僚協議会でも問題にならないわけではございませんでした。こういうことが今度初めて公表されたということにつきましては、これはもちろん政府といたしましても、三公社五現業、公庫、公團、こういったところの職員の特別給、これを決めるのはあくまで労使の団体交渉によって決まるべき筋のものだということは十分承知しております。承知しておるのであります。

○國務大臣(西村尚治君) 後でいいですか。じゃ以上です。

○野田哲君 問題は、いま西村総務長官は、給与

というのを、従来の公務員給与の決定にはなかつ

申し上げます。

三公社五現業、公庫、公團等の問題が給与関係協議会でも問題になつたという説明があつたわけですが、つまりこれは、第四項についても給与関係協議会で決めて開議に持ち出したと、こういうことなんですか。そのところをはつきり説明してください。

○國務大臣(西村尚治君) 紿与関係閣僚會議でこれが問題になつたということではないでござります。この開僚會議では財源措置等がずっと問題になつておつたわけですが、いずれにしてもこれは完全実施しなければいかぬ。そういうことで、中心議題はそれがありました。あります。したけれども、この特別給にたまたま触れるに当たりまして、こうしたことになつた、ついては三公社五現業、公庫、公團の方もそれにならつてもらしいものだなといったような意向の表明があつたと、それがここにあらわれている、そういうことでござります。

○野田哲君 これは西村長官ね、大変重要なこと

なんですよ。給与関係閣僚會議というのは、三公社五現業を担当している所管大臣、たとえば林野庁を所管をしている農林大臣あるいは国鉄関係を担当している運輸大臣、郵政、電電関係を担当している郵政大臣、こういう大臣は含まれていません。そういう三公社五現業あるいは公庫、公團等を所管する大臣が含まれていない。一部は含まれております。たとえば大蔵大臣とか、大蔵大臣の場合は専売、印刷、造幣など所管しておりますから含まれておりますけれども、大どころの林野、国鉄、郵政、電電等を所管する大臣が含まれていないところでこの三公社五現業の問題に触れた決定をするというのは、これは給与関係閣僚協議会としては越権行為ではないですか、いかがですか。

○國務大臣(西村尚治君) 紿与関係會議で決定をしたということではないでございます。そういう希望の意見が述べられたにとどまつております。それはあくまで強制力はありません。最終的に決められたのは開議でございます。そこはひと

つ誤解のないようにお願いいたしたいと思いま

す。

○野田哲君 最終的に決められたのは開議であるといつても、いまの説明を聞くと、給与関係協議会でこれが話題になつた、議題というのか話題と決してされておる。こうしたことですが、この決定は三公社五現業、公庫、公團等の労使間に政府が不適に入ることになるのではないですか。いま長官も述べられており、三公社五現業や公庫、公團等のいわゆる年末手当等については、これは公労法あるいは労働組合法によって団体交渉で決定をされる、そして労働協約の締結によつて効力を生ずる。こういう法体系に置かれておるることは疑う余地がないと思うんです。これが、そういう法体系のもとで交渉が成立をしない場合に、それが公労法あるいは労働組合法によつて効力を生ずる。こういう法体系に置かれておるこ

とは誤解のないようにお願いいたしたいと思いま

す。

○野田哲君 これは西村長官ね、大変重要なことなんですよ。給与関係閣僚會議というのは、三公社五現業を担当している所管大臣、たとえば林野庁を所管をしている農林大臣あるいは国鉄関係を担当している運輸大臣、郵政、電電関係を担当している郵政大臣、こういう大臣は含まれていません。そういう三公社五現業あるいは公庫、公團等を所管する大臣が含まれていない。一部は含まれております。たとえば大蔵大臣とか、大蔵大臣の場合は専売、印刷、造幣など所管しておりますから含まれておりますけれども、大どころの林野、国鉄、郵政、電電等を所管する大臣が含まれていないところでこの三公社五現業の問題に触れた決定をするというのは、これは給与関係閣僚協議会としては越権行為ではないですか、いかがですか。

○國務大臣(西村尚治君) 不恰に介入という言葉が、今後今回の例によって統くのかどうか、この点をはつきりしておかなければいけないと思ふんです。こういうことは今後やらないと、やるべきでないと思うのですが、いかがですか。

○野田哲君 私どもは、別に不当な拘束をしようなどという考え方でこれをやつたわけではありません。ただ、今後やらないかと、これを私がこの場でどうも言明するわけにはまいりません。後のことばは後の人々、またケース・バイ・ケースで判断をして措置されることで、たゞ、不恰に介入するというような印象を与えたとすればそういうことは慎むべきであらうといふことは考えられます。

○國務大臣(西村尚治君) 不恰に介入という言葉をお用いになりましたけれども、私どもは全然そういう気持ちはないでございまして、この三公社五現業の職員の特別給の支給、これは最初にも

私が申し上げましたように、また、ただいま先生が御指摘になりましたように、公労法で労使双方の団体交渉で決めるということ、これははつきり

当事者を出席を求めて、この開議決定に対してどういう受けとめ方をしているのか、今後、三公社五現業のそれぞれの労働組合との交渉に当たつて、どういう見解で臨んでいかれるのか。この開議決定については一切関知いたしませんという態度が表明されなければ、これは長官の見解は納得できない。この点は保留をしておきます。

○野田哲君 長官ね、そういう考え方をされたが、この点は保留をしておきます。

と思ひます。したがいまして、われわれといたしましては、生計費のことを全く無視しているということではございませんで、むしろ民間の給与決定の過程においてそういう要素も全部溶け込んでおるという立場をとつておるのでございます。ただ、民間の景氣等が非常に悪い、したがつて春闇の相場等が余り伸びないというような場合におきましては、それなりの不満というものもありましょうし、また批判といふものもございます。したがいまして、そういう意味では何か物足りない、生計費等が実質的に上がつておるのにどうもそのカバー率が足りないじゃないかというようなお気持ちがあることは私たちもわかります。わかりますけれども、それらの点はやっぱりそれなりに民間の給与決定に溶け込んでおるという立場を從来も堅持をいたしまして、そういう立場で官民の較差という問題を取り扱つてきたということでござりますので、その点はひとつ御了承を賜りたいと思います。

なお、われわれといたしましては、御承知でありますように、標準生計費という考え方をとつておりますとして、給与決定とのバランスにおきまして、それらの点を並行的に審議をしながら、その妥当性についての裏づけをやるという作業もあわせて行つておりますこともつけ加えさせていただきたく存じます。

○野田哲君 人事院総裁は、民間との比較をして決定をすれば、民間の賃金の決定の要素の中へ生計費の問題が溶け込んでおると、溶け込んでおるというふうに言われたんですが、私はどうもそうは思えないです。

給与局長、毎年春三月ごろから、ずっと五月ごろ、六月ごろにかけて民調をやりますね、民間給与の実態調査、民調、この調査の内容の中へ生計費が溶け込むような民調の内容になつていますから、なつていいでしょ、これは、どうですか。

○政府委員(茨木廣君) 総裁が言われました溶け込んでおるというのは、民間の給与決定の背景事情の中に民間の従業員の生計費といふふうなもの

が一つのやはり交渉の材料になつてお決まりになります。したがいまして、われわれといたしましては、生計費といふふうなものが給与の中に溶け込んでおるという立場をとつておるのでございます。ただ、民間の景氣等が非常に悪い、したがつて春闇の相場等が余り伸びないというような場合におきましては、それなりの不満というものもありましょうし、また批判といふものもございます。したがいまして、そういう意味では何か物足りない、生計費等が実質的に上がつておるのにどうもそのカバー率が足りないじゃないかというようなお気持ちがあることは私たちもわかります。わかりますけれども、それらの点はやっぱりそれなりに民間の給与決定に溶け込んでおるという立場を從来も堅持をいたしまして、そういう立場で官民の較差という問題を取り扱つてきたということでござりますので、その点はひとつ御了承を賜りたいと思います。

○野田哲君 これは溶け込んでいるといえば、かくあるいは溶け込んでいるかもわかりませんが、確かにあるいは溶け込んでいるときには要求の根拠としてはこれを取り上げます。取り上げますけれども、確かに、確かに民間の労働者の場合でも、物価の上昇、これは要求を出すときには要求の根拠としてはこれがやはり一つの大きな要素になつていると思うんです。

ところで人事院では、ことし六・九四%の勧告をされたわけですが、昭和五十一年度の物価の上昇と比較をして、この六・九四%の引き上げで公務員の実質賃金は上昇することになると思われて、そういう判断をされておりますか、どちらですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 実質賃金の問題につきましては、今度の給与勧告の内容につきましては全体の引き上げ率がそんなに伸びませんでした。

そういうこともございまして、上下大体同率といふことに相なつておつたわけであります。したがつて、民間の配分状況をも参照いたしまして公務員の場合にも大体その線にのつた俸給表の改定ということを考えたのであります。ただ、従来からいろいろ指摘されております世帯形成時でありますとか、あるいは三、四人の家族の方々、要するに中年層関係の関係は従来ともいろんないきさつ等もございましたけれども、若干問題があつたことはわれわれも承知をいたしております。

そういうことで、今度の上げ幅の中でもそういう階層についてはできるだけの配慮を加えたつもりでございます。それとも並行いたしまして、扶養手当その他についても措置をしたということで、全体の枠の範囲内におきましては、できるだけの措置を人事院としてはいたしたつもりでございまます。

○野田哲君 昭和四十八年の年末に、勧告以降の非常な物価の上昇によって緊急措置がとられましたね、四八年だったと思うんです。この場合もやはりこの勧告以降の非常な物価の高騰によって実質賃金が低下をする。これを緩和する措置、そういう形で四八年の年末に緊急な措置がとられたと思うんです。そういう意味からすれば、ことは事実だらうと思つております。

○野田哲君 昭和四八年の年末手当を下げる、〇・一ずつでトータル〇・二カ月分切り下げるという措置がとられているわけですが、これは四十八

年の経過に照らしても、今日の物価の上昇傾向、なかなか政府みずから公共料金の大額な引き上げ措置を各方面にとられてはいる。こういう経過からすれば、この〇・二の切り下げ措置、この〇・二の切り下げる措置をとつた、こういうふうに見なければならないと思うんですが、この点の見解はいかがですか。

○野田哲君 人事院の総裁ね、まあいま給与局長

は、定期昇給を含めると実質賃金まあとんとん、かつて、特別給という問題について伺いたいと思うんですが、特別給という制度は、これは年度入り生計費といふふうなものが給与の中に溶け込んだものが、私どもの民調として調査していく中に入つておる、こういう意味で総裁が申し上げられたわけでございます。私ども人事院としては、絶対的なものが、私どもの民調として調査していく中に生じる上下の格差が非常に大きいわけですね、大それども、定期昇給の金額というものは、これはいわゆる上下の格差が非常に大きいわけですね、大きいわけです。ですから、平均的にかつかつだということになれば、平均以下の者は給与局長の説明によつても実質賃金は低下をしている、こうなっていますね。いかがですか、この点。

○政府委員(藤井貞夫君) 実質賃金の問題につきましては、今度の給与勧告の内容につきましては全体の引き上げ率がそんなに伸びませんでした。そういうこともございまして、上下大体同率といふことに相なつておつたわけであります。したがつて、民間の配分状況をも参照いたしまして公務員の場合にも大体その線にのつた俸給表の改定ということを考えたのであります。ただ、従来からいろいろ指摘されております世帯形成時でありますとか、あるいは三、四人の家族の方々、要するに中年層関係の関係は従来ともいろんないきさつ等もございましたけれども、若干問題があつたことはわれわれも承知をいたしております。そういうことで、今度の上げ幅の中でもそういう階層についてはできるだけの配慮を加えたつもりでございます。それとも並行いたしまして、扶養手当その他についても措置をしたということで、全体の枠の範囲内におきましては、できるだけの措置を人事院としてはいたしたつもりでございまます。

○野田哲君 八月十日の勧告、その基礎となつたこの四月、五月、このころから以後公共料金が軒並み上昇をしているわけですね。電力、それからNHK、それからガスあるいは水道、いま審議をしている。こういう発表があつたと思うんですが、どうですか。

○政府委員(秋富公正君) ただいま先生御指摘のよううに、私統計局長でございませんのではつきりとした数字もただいま手元に持つておませんが、五十一年度の私の手元の資料によりますと、物価上昇率は九・三%ということになつております。

○野田哲君 人事院の総裁ね、まあいま給与局長が低下をしているということはもうだれが見ても

明らかだと思うんです。

そこで、特別給という問題について伺いたいと思うんですが、特別給という制度は、これは年度中途の経済情勢の変動、あるいは物価の上昇による実質賃金の低下の状態というものを、夏期手当でございます。私ども人事院としては、絶対的にそれが、私どもの民調として調査していく中に生じる上下の格差が非常に大きいわけですね、大それども、定期昇給の金額というものは、これはいわゆる上下の格差が非常に大きいわけですね、大きいわけです。ですから、平均的にかつかつだということになれば、平均以下の者は給与局長の説明によつても実質賃金は低下をしている、こうなっていますね。いかがですか、この点。

○政府委員(藤井貞夫君) 実質賃金の問題につきましては、今度の給与勧告の内容につきましては全体の引き上げ率がそんなに伸びませんでした。

そういうこともございまして、上下大体同率といふことに相なつておつたわけであります。ただ、従来からいろいろ指摘されております世帯形成時でありますとか、あるいは年未、年度未、こういう節々の一時金、特別給によつて調整をしていく、カバーをしていりますね。いかがですか、この点。

○政府委員(藤井貞夫君) いま御指摘になりま

たよくなねらい、要素を持つておることは事実だらうと思います。特に日本の場合、いま社会慣習として長年の積み重ねがございまして、その間に賞与といふものが果たしてまいつております。役割りといふものは、御指摘のような点があることは事実だらうと思つております。

○政府委員(藤井貞夫君) いま御指摘になりま

とにつきましてはまことにこれは悩みましたし、

また情において忍びないところのあることは当然のことでございます。ただ、しかしながら民間の

やはり賞与の動向というものが現実の姿となって出ておるという場合に、その分だけ無視をしていくということになりますと、やはり人事院の

勧告といいうものが從来策してまいりました評価と

いうもの、あるいは信頼性といいうもの、そういうものに影響を及ぼすことがあつてはこれは大変である。やっぱり納得性といいうものは常に持つていかなきやならぬということから、忍びざるところでございましたけれども、こういう措置を講ぜざるを得なかつたということでございます。ただ、これにつきましては、從来の経緯もあることでございましたけれども、こういう措置を講ぜざるを得なかつたということでございます。

○政府委員(茨木廣君) たとえばの話でございま

すが、民間の夏期はどうも余り芳しくなかつたの

で、それを打ち消し、かつ、いまおっしゃられま

したような伸び率が十二月を中心とします期に出

てまいりますれば、それはまあそういうことにな

るだらうと思います。

○野田哲君 防衛庁長官、駐留軍の労働者です

ね、いま公務員の給与法、俸給表の改定の審議を

やつておるわけでありますけれども、駐留軍は、

國家公務員に準ずるということのたてまえがある

わけでありますけれども、毎年アメリカとの関係

で、駐留軍の場合には労務基本協約といいうん

です、支給してあるものを返してもらわなければ

いふことは既得権の問題ともつながります。また

とで、その差額〇・二をこしんぱういただくとい

う措置を講じますとともに、六月支給分につきま

しては、支給してあるものを返してもらわないと

いふことは既得権の問題ともつながります。また

とで、その差額〇・二をこしんぱういただくとい

う措置を講じますとともに、六月支給分につきま

しては、支給してあるものを返してもらわないと

いふことは既得権の問題ともつながります。また

でございますが、そういうふうなたでまことになつておるわけでございます。

そこで、毎年給与の改定につきましては、公務員の給与改定が終わりまして直後に米軍と交渉に入るわけでございます。そこで、先生おっしゃいましたように、四十九年から五十年にかけてはこの交渉が大変難航いたしまして、四十九年は二月、それから五十年は年度末といふうことになりました。なぜかと云ふと、この原因は四十九年になつたわけでございますが、この原因は四十九年は二九・何%、約三〇%の労務費のアップ、それから五十年も一〇%を超えるアップでございまして、米軍のこの負担が相当なものになりまして、片や人員整理をやつても労務費の負担がなかなか軽減しない。ちなみに、これは約一千億になつておるわけでございますが、そういった関係で、米軍はこの給与の改定につきまして「労働条件の引き下げと申しますか、少し現在の給与を引き下げる」と申しますが、そのことはやはり保障をするという配慮を講ずることにいたしました次第でございます。したがいまして、これは從来の方針を踏襲いたしますと、来年は来年でまた前年一年間の状況を精細に調査をいたしますので、その結果に応じまして上げるべき要素が出てくればそれを講じてまいるということは当然のことであるというふうに考えておるのです。

○野田哲君 ことしの年末、すでに民間の場合には年末手当の要求が出始めております。週刊誌などでもいろいろ報道されておりますけれども、今

回切り下げられた措置が、ことしの年末、来年の夏の民間に比較をしてバランスがとれない、こういう状態が出たときには、もう来年回復措置をとられますか。

○政府委員(茨木廣君) 每年民調の際に特別給の調査をいたしますから、その結果、現在のたゞいま審議いたしております月数では合わないといふことになれば、当然検討をしなきやならぬと思

きましては、昨年、一昨年のようなことが絶対にないよう努力をする決意であります。

○野田哲君 自治省は昭和五十一年十月十五日付の自治給与改定が終わりまして直後に米軍と交渉に入ります。そこで、先生おっしゃいましたように、四十七号、こういう形で、地方公務員の給与改定の実施は、國における一般職の職員の給与に関する法律の改止等の措置をまとめて行われるべきものであり、いやしくも國に先行して行うことのないようになります。

○説明員(石見隆三君) お示しの十月十五日の次官通達は、國家公務員の給与改定につきまして閣議決定がなされましたが、これは地方公務員の給与改定について留意すべき事項を次官名簿に定めております給与決定原則に最も適合したものであらうというふうに私ども考えておるわけでござります。

きましては、昨年、一昨年のようなことが絶対にないよう努力をする決意であります。

そこで、毎年給与の改定につきましては、公務員の給与改定が終わりまして直後に米軍と交渉に入ります。そこで、先生おっしゃいましたように、四十七号、こういう形で、地方公務員の給与改定の実施は、國における一般職の職員の給与に関する法律の改止等の措置をまとめて行われるべきものであり、いやしくも國に先行して行うことのないようになります。

○説明員(石見隆三君) お示しの十月十五日の次官通達は、國家公務員の給与改定につきまして閣議決定がなされましたが、これは地方公務員の給与改定について留意すべき事項を次官名簿に定めております給与決定原則に最も適合したものであらうというふうに私ども考えておるわけでござります。

ざいます。したがいまして、地方団体におきます給与の決定の実施を国におきます一般職の職員の給与に関する法律の改正などの措置を待つて行つていただく、すなわち国家公務員につきましての給与改定についての最終的な確定を待つて行つていただくのが適切ではないかというような考え方によつてこの一項を書いたつもりでございます。

なお、給与改定につきましての国の人事院の勧告あるいは閣議決定がなされました場合には、給与改定についてのいわば人事院としてのお考え、あるいはまた政府の方針が一応定まるということになるわけございますが、給与法定主義との関連から申しましても、前段申し上げましたように、國家公務員の給与改定についての最終的な確定を待つて措置をしていただくというのが適当だらうというふうに存じておる次第でございます。

○野田哲君 内容の適正、不適正を私は言つておるんではないんです。國の場合で言えば人事院の勧告があり、それが閣議決定を行われば、これで国としての、政府としての方針、意思表示といふものがあつたわけでしょう。そうすれば、法律が制定されるまでに条例で制定してどこが悪いんですか。中身の適正、不適正というものは、これは別の角度から検討しなければならないが、法律の改正よりも地方自治体における条例の制定が前であることがなぜいけないですか、どこに問題があるんですか。あなたは適切な措置だというふうに言つたけれども、こういうことがあるがゆえに地方の労使間では無用な紛争をこの通達によつて巻き起こしているんじゃないですか。十月にちょうど議会があつたからそこで条例の制定を行つて、いろいろな話し合いをなさるということは、私どももより否定をいたしておるわけではございません。

○説明員(石見隆三君) まあ人事院の勧告があるんですか。あなたは適切な措置だというふうに言つたけれども、こういうことがあるがゆえに地方の労使間では無用な紛争をこの通達によつて巻き起こしているんじゃないですか。十月にちょうど議会があつたからそこで条例の制定を行つて、いろいろな話し合いをなさるということは、私どももより否定をいたしておるわけではございません。

○野田哲君 これはもう全然だめだ。準じるといふのは、条例の制定が前か後かということが準じで国としての、政府としての方針が明らかになつたと、準拠すべきところも明確になつて、十月二十日ごろに条例を制定する、議会に提出する、これがなぜ悪いんですか。どこが悪いんですか、それが。はつきりしてください。

○説明員(石見隆三君) 国家公務員につきましての給与改定についての閣議決定がなされますれば、ただいまお示しのとおり、まさしく給与改定についての政府の方針は確定をされたというふうに私は理解をいたすわけですが、申し上げるまでもなく、国家公務員の給与につきましては、給与法定主義というたてまえをとつておられるわけでございますから、国会の法律の制定を待つて国家公務員の給与といふものが確定するものであるというふうに私ども理解をするわけあります。そこで、先ほど申し上げましたように、地方公務員の給与は国家公務員の給与に準ずると

いうたてまえをとつておりますので、国家公務員についてのお取り扱いを決めていただくというの

ん。しかし、先ほど申し上げましたように、地方公務員の給与は、地公法の規定に基づきまして国

が違いますよ、これは。

が順序としても妥当ではないかというふうに存するわけでございます。

○野田哲君 これ以上言いませんがね、全然趣旨

が違いますよ、これ。

午後一時十一分開会

午後零時三分休憩

一回。沖縄ですけれども、軍の労働者、特にエクスチニンジという職場がありますけれども、私この間沖縄へ行つて見たんですけれども、日本人の軍に勤いておる労働者がどんどん断続的に首を切られております。日本人の首を切る傍ら、米軍の方で、米軍の家族などへ英文の文書をずっとぱらまいて、日本人の首を切った後へ米軍の家族とか、米軍を退役をした者を採用しているという状態がずっと続いております。この問題については昭和四十九年の秋、いまごろであったと思うのですが、当時の山中防衛廳長官、私が指摘したときに山中長官は胸を張つて、そういうことは即座にやめさせます、こう言って答えておられるんですけれども、ずっと続いているんです。これはよく調査をして、こういう状態で非常に雇用の不安定な沖縄において、そういう米軍の措置によつて、職場があるにもかかわらず日本人の労務者は締め出されて、そのポストへアメリカの家族や退役をした者が職についている、これは全く不當な措置と言わなければならぬと思う。こういう措置が起らないうまにひとつひとつとした措置をどうでもらいたい。

○國務大臣(坂田道太君) ただいま仰せの事柄につきましては、私も承知をいたしておるわけでございまして、そういうことはやはりあつてはならないことでございます。したがいまして、私どももいたしましたが、戦にそのことに留意いたしました。

○政府委員(原徹君) お答えいたします。陸上自衛隊の総予算は、五十一年度の当初で見ますると六千五百十七億円、で、人件費と糧食費を足しまして五千二百十一億円で、その割合は八〇%になります。ちょうどござります。今度のこの法律で給与の改定がござりますと、改定後でこの法律で給与の改定がござりますと、改定後で陸上自衛隊六千五百八十九億円に対しまして、五千一百八十三億円でその比率は八〇・二%になります。

それから、海上自衛隊につきましては、当初予算が三千四百四十一億円で、人件費、糧食費一千九十九億円、その比率四七・七%。それから改定後で申しますと、総予算三千四百六十二億円、それから人件費、糧食費一千五百二十一億円、四八・一%でござります。

それから、航空自衛隊は当初予算三千六百二十億円で四〇・六%、それから改定後は総予算三千六百四十三億円で、人件費、糧食費千四百七十一億円、その比率四一・〇%でございます。

そこで今後のこととございますが、私ども防衛関係費全体の中で、いまの比率、人件費、糧食費の割合は全体で五六%でございます、五十一年度。それが今後どうなるかということとございますが、四十一年から四十六年ぐらいまでの間は大体その比率が四六%程度でございました。特に四十九年、五十年、五十一年と例の石油ショック以来の値上げによりまして、大幅なベースアップがございましたものですから、その比率が四六から五六ほんとはね上がった、こういうことになつてゐるわけでございます。これは確かに非常に高い数字でございます。私どもはなるべくこれが下がるよう期待をしておるわけでございますが、今後毎年度、これはベースアップの率と、それから防衛関係費の伸びの率と、それの相関関係にあるわけでございますが、人件費、糧食費ウエートが五六%でございますから、それが仮に一割伸びる、そうしてその人件費、糧食費以外が仮に一五%というような感じでいきまするとその比率が年一%程度いまのシニアが下がります。その程度のことは私どもは可能ではないかと思ひますし、ぜひ徐々にこの比率を下げていきたいと、そういうふうに考えております。

○秦豊君 私は三十分しか時間がありませんので、坂田長官と基盤的防衛力問題とか、あるいはポスト四次防大綱の決定を踏まえた論議を展開するには余りにも僅少な時間だから、きょうは具体的な問題を二、三伺って恐らく時間になると思うのですが、FXの選定に絡んで伺つておきたいだけれども、これは防衛局長でしようか。平野さんあたりの話ですね、空幕長、それからあなたの方の内局の局長クラスの考え方。つまり私が横から見ておりますと、FXの予算要求をする場合の機数ですね、機数をどう踏まえるか、これは重

要なポイントです。あなた方はポスト四次防大綱の骨子において、いわゆる量から質への転換、基盤的防衛力構想、まだこれはこなれが悪くて、あなた方自体まだこの理論を十分にかみ砕いているとは言えない、まだ熟成していないと、こう私は思う。ところが、内局の考え方と空幕のとらえ方は、機数の選定においてかなり食い違いがあるんじゃないかな。たとえば内局は、私の知り得た限り、この一スコードロン、飛行隊を、基幹的な機数を十二機とした場合は予備機が四機、そうすると十六機で、五個飛行隊で八十機、教育訓練用が十機とすれば九十でおさまるんだがというふうな、仮に概算をしているのかしていいのか、これは見当外れなのかわかりませんが、それでユニホームの方は基本機數 자체がすでに十八機ぐらい、十八機編成で予備機を四とする二十二機、二十二機の五スコードロンで百十機、予算にすれば二千億、三千億ほんと違いますから、これはかなり違います。だから、基本的にどうとらえるかという問題が内局と空幕の間で一致しないととても予算要求には至らないと思う。この点だけに限定して防衛局長どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 機数の問題は、御承知のようにF-86 Fのときには一個スコードロン二十五機でございました。104以降というのは一個スコードロンを十八機で計算いたしております。したがいまして、FXにつきましても一個スコードロン十八機という基準編成については認識は変わつております。しかしながら、御承知のように非常に高価なものになる見通しでございますので、その十八機の編成に在場予備、それからIRANのための予備機というものがございます。そういうのは、防衛局長、内局とニホームとの間に、F-Xの選定に絡んで伺つておきたいんですけれども、これは防衛局長でしようか。平野さんあたりの話ですね、空幕長、それからあなたの方の内局の局長クラスの考え方。つまり私が横から見ておりますと、FXの予算要求をする場合の仕方にについての認識、これが大きく差があるの

かどうか。そうではなくて、認識は一致しておるんだが單に財政上の理由で大蔵省と国民世論と野党の方を振り向きながら、とにかく抑えようというなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 一九八〇年代の航空機の性能そのものにつきましての違いがあるわけではございません。しかしながら、一方におきまして、いわゆる計画数値としては、従来の14、ファンタムのときと同じように、前広に必要な機数と当外れなのかわかりませんが、それでユニホームの方は計算上はすぐ出てくるわけでございます。しかしながら、同時にまた14、ファンタムの機編成で予備機を二十二機、二十二機の五スコードロンで百十機、予算にすれば二千億、三千億ほんと違いますから、これはかなり違います。だから、基本的にどうとらえるかという問題が内局と空幕の間で一致しないととても予算要求には至らないと思う。この点だけに限定して防衛局長どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 機数の問題は、御承知のようにF-86 Fのときには一個スコードロン二十五機でございました。104以降というのは一個スコードロンを十八機で計算いたしてあります。したがいまして、FXにつきましても一個スコードロン十八機という基準編成については認識は変わつております。しかしながら、御承知のように非常に高価なものになる見通しでございますので、その十八機の編成に在場予備、それからIRANのための予備機というものがございます。そういうのは、防衛局長、内局とニホームとの間に、F-Xの選定に絡んで伺つておきたいんですけれども、これは防衛局長でしようか。平野さんあたりの話ですね、空幕長、それからあなたの方の内局の局長クラスの考え方。つまり私が横から見ておりますと、FXの予算要求をする場合の仕方にについての認識、これが大きく差があるの

いたら、あなたはいや中旬にいたしたいと言われたが、大体詰まりましたか、あるいは変更がありましたか。

○政府委員(伊藤圭一君) 中旬ごろまでには上申までには大蔵省の方に申し込みたいというふうに考えております。

○政府委員(伊藤圭一君) 中旬ごろまでには上申をもらいまして、その結果を踏まえまして、下旬までには大蔵省の方に申し込みたいというふうに党の方を振り向きながら、とにかく抑えようといふう内局主導型の配慮だけが問題なのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 一九八〇年代の航空機の性能そのものにつきましての違いがあるわけではございません。しかしながら、一方におきまして、いわゆる計画数値としては、従来の14、ファンタムのときと同じように、前広に必要な機数と当外れなのかわかりませんが、それでユニホームの方は計算上はすぐ出てくるわけでございます。しかしながら、同時にまた14、ファンタムの機編成で予備機を二十二機、二十二機の五スコードロンで百十機、予算にすれば二千億、三千億ほんと違いますから、これはかなり違います。だから、基本的にどうとらえるかという問題が内局と空幕の間で一致しないととても予算要求には至らないと思う。この点だけに限定して防衛局長どうですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 機数の問題は、御承知のようにF-86 Fのときには一個スコードロン二十五機でございました。104以降というのは一個スコードロンを十八機で計算いたしてあります。したがいまして、FXにつきましても一個スコードロン十八機という基準編成については認識は変わつております。しかしながら、御承知のように非常に高価なものになる見通しでございますので、その十八機の編成に在場予備、それからIRANのための予備機というものがございます。そういうのは、防衛局長、内局とニホームとの間に、F-Xの選定に絡んで伺つておきたいんですけれども、これは防衛局長でしようか。平野さんあたりの話ですね、空幕長、それからあなたの方の内局の局長クラスの考え方。つまり私が横から見ておりますと、FXの予算要求をする場合の仕方にについての認識、これが大きく差があるの

も持たたいという考え方方がその背景にあつたわけでございます。しかしながら、今度の基盤的防衛力におきましては先ほどちよと私間違つて申しあげございませんが、九カ所でアラートについておると申し上げましたが、七カ所でございまして。この七カ所でアラートについておれば、いわゆる領空侵犯に対する措置も可能であり、そしてまた奇襲的な攻撃というものにも直ちに対処できるという観点に立ちまして、この十個コードロングを今後とも維持していくという、その出発点において所要防衛力の考え方と基礎的防衛力の考え方というものは違つてあるというわけでございます。

○秦豊君 装備局長、空幕側は、FXがF15と特

定をして大体六十億見当と、空幕なりの要するに

ある機数を踏まえた上でですね。こういうふうに把握をしておるようだが、内局はそれより高く算定をしつつあるのではないか。FXの価格、これ

は重要な関心事の一つであると思うが、いまこの段階ではどの程度に把握がされているか、伺つておきたい。

○政府委員(江口裕輔君) 先般もお答え申し上げましたように、何分目下は、機数算定その他作業中でございます。したがいまして、数字が非常に動きますので確たるお答えを申し上げることはできぬという状況でございますけれども、お答えをごく丸く、大変恐縮でございますが丸く申し上げますと、「応完成機ベースの考え方」と、それから、その後TFと申しますか、いわゆるトレーナーパーバージョンを入れます。それからノックダウンを入れまして、さらにフォローイングということになるわけでございますが、その間に価格が動いてくるのはこれは当然でございます。先般も申し上げましたように、完成機ベースでございますと六十億にはもちろんなりません。しかしながら、これがフォローイングになつてまいりますと、やはり六十億を超えるというのがどうも私どもの推定でございます。いま大体そういうプライスのレンジをもつて価格の算定あるいは査定等をいたしてお

る段階でございます。

○秦豊君 これは時間があるときにもっと詰めます。これから本質論もそらしましょう。

防衛局長ね、こういう点はどうなんですか。あなたの方は、量は一概成だから固定をしておいて、質を高めるんだと。ところが正面装備の購入費というものは年々高騰するわけですね。狂騰と言つてもいいかもしない。そうすると、質のう

と大好きなより精強な戦闘機とか、より精強なミサイルとか、こういう感覚を当てはめると、うんと高いものを仮に購入すれば、これは数量的には減らせるんじゃないですか。

○政府委員(伊藤圭一君) そういった一つの要素も確かにあります。その点が具体的に

出ておりますのは、86Fのとき二十五機の編成であつたものが以降は十八機という編成に変わつたということ、あるいはR/Fの飛行隊にいたしま

して、86のときには二十五機であったものが現在は十四機、それによって十分任務が果たせるというようなことも具体的にあるわけでございます。

○政府委員(江口裕輔君) これは長官にも一度聞いたことがある

も、こういう本質論はきょうあと十分しかないからとてもできませんが、言つておきたいのは、わ

れわれ国会に坂田さんの持論によれば、重要な

正面装備の更新等は国民の痛切な関心事ですよ

ね、そういう場合にはできるだけたくさん情報

を、実事を、資料を出すと書いていた坂田さんの

考え方によも変わりはないと思うが、FXの問題

がより具体化されてくる段階で、委員会の審議の

持ち方ともちろん工夫しなければならないが、い

から、いまと同じものを、性能を向上させて必ず

必要とするかどうかというのは、その性能と効果といいますか、そういうものとの比較によって判

断されるべきものだというふうに考えておりま

す。

○秦豊君 これは長官にも一度聞いたことがある

も、こういう本質論はきょうあと十分しかないから

とにかくもあんな一機種にしほれたものだと

いうのが私の実感で、それぞれ運用を考え、それぞ

れ比較を客観的にすれば、それぞれにとるべきと

ころがある、もちろん捨てるべきものもあるだろ

うが、よくも大胆にF15にしほつたものだと。や

はりこれはあなた方が、日本に内在するニーズと

いうか、必然というか、必要よりも、アメリカの

いわゆる極東空軍との、第五空軍との、あるいは第七艦隊との、アメリカの戦力との共同作戦、日

本には重戦闘機構想、フィリピン、韓国には、ま

あハイ・ロー・ミックスで言えばローの方、この

程度を選ばせるというふうな構想をあなた方が忠

実に履行しているにすぎないと私は思うんです

よ。この点についてだけ答弁を求めておきたい。

○國務大臣(坂田道太君) 秦さんはF15に決まつたよ。

第七艦隊との、アメリカの戦力との共同作戦、日本には重戦闘機構想、フィリピン、韓国には、ま

あハイ・ロー・ミックスで言えばローの方、この

程度を選ばせるというものがあると思うんです。

○國務大臣(坂田道太君) 秦さんはF15に決まつたよ。

第七艦隊との、アメリカの戦力との共同作戦、日本には重戦闘機構想、フィリピン、韓国には、ま

あハイ・ロー・ミックスで言えばローの方、この

程度を選ばせるというものがあると思うんです。

それを比較いたしまして、その三つのうちでどれ

がよりベターであり、それが日本の防衛の中で防空

をなくしてやらない。ですから、これだけじゃ

なくて、14、15、16のいいところもあるだろうと

思ひます、それぞれ。しかし、それをわれわれ

が選択したのはこういう経緯でござりますとい

う説明ができるようにならなければいけないんですね

いかというふうに私は考えておるんです。まだ私

のところへ上申してきておりませんので何でござ

いますが、私はそういうふうに運んでくれと言つておるわけです。

○秦豊君 そんなのどかな段階ですか長官。あなた

の答弁、それは非現実ですよ。事態はもつと進

行しているんで、いまやF15一本でしばって、その理由づけ、背景説明ができるよう準備しつつある。その文書が上申書なんですよ。平野さんのところから、伊藤さん経由かなんか知らないけれどもあなたのところに回ってくる。そんなあなたが言われたように、いまごろのどかに悠々と、14、15、16をそれぞれ比べてあります、そんなのをそのままに言いつけています。それは追及したいたいと思います。あと数分しかないみたいだから、ちょっと具体的な問題聞かしてくれませんか。防衛庁は坂田方式によってGNPと防衛費の問題を、私もいつか追及したが、一%以内から一%程度というふうに微妙に路線を転換しつつあります。防衛費を説得しつつある。ところが、はじいたことがあるんですか。仮に経済企画庁の数字を引用して、わが国の経済成長率がおよよそ実質で六%とした場合の防衛費とGNPとを比較してみると、仮に昨年度のように〇・八%台とした場合、アローアンスを見て、幅をとつて〇・八から一%とした場合でも八兆三千五百億円から十兆四千四百億円になりますよ。〇・八から一%の中ではじいてみると、これは四次防の当初見積もりのおおよそ二倍ですよ、これは。当初見積りの、実績じゃありませんよ、当初見積り。それから、第一次から始まつて第四次に至る防衛力整備計画に費やした総額にはほぼ見合います、これは。だから、あなたの一方で気輕におっしゃっているけれども、そんなふうにやすやすと口にしてほしくないような膨大な金額なんですよ、これは。これを踏まえた装備計画、防衛計画なんですよ。そういう点についてGNPの一%程度なんて気輕におっしゃつたけれども、あなた方は今後数年間の経済動向を一応インプットしながら、防衛費が一%になつた場合、あるいは一・二になつた場合、装備計画との見積もりにおいてそういう算定作業はとつくなつてているん

でしょうね。

O政府委員(原徹君) いま御指摘のように、五十五倍と単純にいたしましても八百兆になります。

一年度のGNPは百六十八兆でございますから、のどかな段階じやありませんよ、あなたが言われたように、いまごろのどかに悠々と、14、15、16をそれぞれ比べてあります、そんなのをそのままに言いつけています。それは追及したいたいと思います。あと数分しかないみたいだから、ちょっと具体的な問題聞かてくれませんか。防衛費を説得しつつある。ところが、はじいたことがあるんですか。仮に経済企画庁の数字を引用して、わが国の経済成長率がおよよそ実質で六%とした場合の防衛費とGNPとを比較してみると、仮に昨年度のように〇・八%台とした場合、アローアンスを見て、幅をとつて〇・八から一%とした場合でも八兆三千五百億円から十兆四千四百億円になりますよ。〇・八から一%の中ではじいてみると、これは四次防の当初見積もりのおおよそ二倍ですよ、これは。当初見積りの、実績じゃありませんよ、当初見積り。それから、第一次から始まつて第四次に至る防衛力整備計画に費やした総額にはほぼ見合います、これは。だから、あなたの一方で気輕におっしゃっているけれども、そんなふうにやすやすと口にしてほしくないような膨大な金額なんですよ、これは。これを踏まえた装備計画、防衛計画なんですよ。そういう点についてGNPの一%程度なんて気輕におっしゃつたけれども、あなた方は今後数年間の経済動向を一応インプットしながら、防衛費が一%になつた場合、あるいは一・二になつた場合、装備計画との見積もりにおいてそういう算定作業はとつくなつてているん

たが、今後の三次元レーダーはこれを多少改裝いたしまして、もう少し能率のいい小型のものに改めまして、私どもの計画といたしましては毎年一カ所程度のテンポで更新してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

O政府委員(伊藤圭一君) いま申されました根柢から、伊藤さんね、どうなんですか、二十八兆、たしかその程度でございます。だから一%で申しますとそれは十兆、〇・八%なら八兆、そういうことになるわけでございますが、四次防のとおりとこれからときの度合いは価格の出発点のベイスが非常に違うわけでございます。四次防は四十七年度の価格でございましたし、今度はやるとしても五十二年度からの問題で、その間の値上がりを考えますと、それは仮に十兆といたしましても、実質一倍などというものはとてもない、多分一・二倍か三倍か、実質はそんな程度のものではないかというふうに、計算上はそういうふうになりますが、何でございます。

O政府委員(伊藤圭一君) 時間がありますから、これはどなた

一は三次元レーダーでしょ。恐らく東芝あたりでしょとか、防衛局長か、装備局長か私よくわかりませんが、レーダーの換装計画を今後のために伺つておきたいのですが、今後換装されるレーダーは方向を探るレーダーと、それから測高——高さをはかるレーダーと二つに分かれておつたわけでございます。これも一番最初はFPSの3という

いうのは、御承知のように、今までのレーダーは非常に古いものでございました。これを逐次FPSの20というのにかえてまいりまして、現在はほとんどがFPSの20というものにかわってきておりまして、その中でさらに七カ所三次元レーダーにかわつておるわけでございます。しかしながら、捜索するための到達距離というものが飛躍的に伸びるというのではなくて、御承認のようレーダーの場所というものの、レーダーの覆域といふものは地形あるいは水平線によつて限界があるわけでございますから、現在の全国的に配備されております二十八カ所のレーダーといふものはやはり警戒体制としては必要だというふうに考えております。

O政府委員(伊藤圭一君) これが最後ですが、時間はみ出した

部分は後から回答をいただきたいと思います。いまの関連しまして、バッジシステムの更新はあるわけですね、性能アップも。それはメイカーヒューズなどの他の連合なんか、どれぐらひ費用がかかるのか、つまり予算が。それがバッジシステムに組み込むサイトの数は幾つか、これもいまここで答えられれば伺いたい。

最後に、いま防衛協力小委員会、少し足踏み状態であるが、防衛庁サイドあるいは三幕の中で、日米連合防衛戦略構想といふふうな構想を練り上げつつある形跡がほの見えるんだけれども、いわゆる間接侵略、敵の一部武力の非公然な行使の段階、これを活力の活で活戦段階とし、あとは武力戦段階といふうなさまざま段階を想定して、

日本防衛協力、分担といふ分野をより精密に煮詰めようという作業が行われている事実があるかどうか。その二つを最後に伺つておきたい。

O政府委員(伊藤圭一君) いま申されたようなこ

ませんか。お答えできるならばいまここでしてください。

O政府委員(伊藤圭一君) いま申されました根柢から、伊藤さんね、どうなんですか、二十八兆、たしかその程度でございます。だから一%で申しますとそれは十兆、〇・八%なら八兆、そういうことになるわけでございますが、四次防のとおりとこれからときの度合いは価格の出発点のベイスが非常に違うわけでございます。四次防は四十七年度の価格でございましたし、今度はやるとしても五十二年度からの問題で、その間の値上がりを考えますと、それは仮に十兆といたしましても、実質一倍などというものはとてもない、多分一・二倍か三倍か、実質はそんな程度のものではないかというふうに、計算上はそういうふうになりますが、何でございます。

O政府委員(伊藤圭一君) この三次元レーダーと

いうのは、御承知のように、今までのレーダーは方向を探るレーダーと、それから測高——高さをはかるレーダーと二つに分かれておつたわけでございます。これも一番最初はFPSの3という

いうのは非常に古いものでございました。これを逐次FPSの20というのにかえてまいりまして、現在はほとんどがFPSの20というものにかわつてきておりまして、その中でさらに七カ所三次元レーダーにかわつておるわけでございます。しかしながら、このバッジシステムというものは、背景においてござります。といいますのは、そのバッジシステムに故障が起きましたときに直ちにマニュアルに切りかえまして搜索ができるようになつておるわけでございます。といたしましてマニュアルシステムを残しております。といいますのは、そのバッジシステムに故障が起きましたときに直ちにマニュアルに切りかえまして搜索ができるようになつておるわけでございます。といたしましてマニュアルシステムを残しております。といいますのは、その二つのレーダーサイトもいまのマニュアルのままで維持しながら、このバッジシステムというものは、背景においてござります。といいますので、そういう観点から、その二つのレーダーサイトもいまのマニュアルのままで維持しながら、このバッジシステムといふふうな構造を練り上げつつある形跡がほの見えるんだけれども、いわゆる間接侵略、敵の一部武力の非公然な行使の段階、これを活力の活で活戦段階とし、あとは武力戦段階といふうなさまざま段階を想定して、

日本防衛協力、分担といふ分野をより精密に煮詰めようという作業が行われている事実があるかどうか。その二つを最後に伺つておきたい。

とは私聞いておりません。そういういた間接侵略の段階から共同でやるというようなことは考えておりませんので、私は聞いていないわけでござります。

○秦豊君 そういう作業は行われていないと明言できますね。後から出でくると困りますよ。いいんですね。

○政府委員(伊藤圭一君) 私はそういうことがないと確信いたしております。

○秦豊君 それでは最後に、いまの問題はさらに継続的に伺いますけれども、バッジの問題調べてお答えをいただきたいと思います。時間切れだから一応これで終わります。

○片岡勝治君 先ほど野田委員の方から、今度の給与改定についていろいろの角度から説明があつたわけですが、私は減税という問題について今までの給与改定との関連から質問をしていきたくと思うわけであります。

御承知のように、政府はことし、来年も減税ゼロ、こういう方針でいるや聞かくわけでありますけれども、しかし、減税に対する国民の要望は大変強い。これは各新聞もここ一ヶ月の範囲内において、この減税ゼロに対し相当厳しい批判を記事になつておるわけであります。特にロッキード事件が国民の前に暴露され、あるいは三木引きおろし劇を半年も繰り返している、あるいはまた閣僚の中でも反三木の署名などをして大騒ぎをしている。しかも物価はどんどん上がっておつて全然下がる傾向を見せていない。国民の目からすると夢も希望もない日本だと、こういう感じを素朴に持っているんです。そういう中で、せめて減税ぐらいは何とかできないか、そういう希望、期待が、私は大変暗い世相ではありますけれども、まあ減税ぐらいやってひとつぱつと明るくしてくればいいか、そういう希望が大変強いわけであります。そういう点でひとつ政府の見解を承りました。

第一番目に、これは九月十六日に国税庁が発表いたしました昭和五十年度の民間サラリーマンの

所得の実態調査ですか、税務関係から見た所得の実態、こういうものが発表されました。その内容について、平均給与所得が幾らか、あるいはその伸び率が幾らか、国税庁から見たその数をここで

ちよつと発表していただきたいと思います。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま御指摘の民間給与実態調査、これは五十年十二月の給与の調査でございますが、一年を通じた給与の伸びは、前年比で二二%伸びるとまとめております。な

お、この間の物価の上昇は一一・八%でございました。

○片岡勝治君 いま発表されましたように、民間給与実態調査と、それからその間の消費者物価指数の上昇の伸び率、これを見るとほとんど同じであります、あるいは見方によると逆転をしてきたといふことになつてきたわけであります。つまり、それがだけ日本のサラリーマンの生活は引き下げられてきた、こういうことがはつきり言えるわけであります。

さてそこで、五十一一年、そして五十二年が減税ゼロという政府の方針でありますから、そういう前提に立つて、今度給与改定が、春闘が九%あるのは一〇%，今度の人事院勧告もそれに近い数字を示しているわけですね、この九%ないし一〇%、仮に数字を計算を簡単にするために一〇%と三百三十万円のときの税負担は三・三四%でございました。五十一年度はそれが一部ふえて三百六十三万円ということに相なりますと、税額は十四万一千円余りとなりまして、その負担率は三・九%と相なると思します。

○片岡勝治君 もう一つ増税の率、これは毎日新聞に載つております。この記事によると、五十一一年から五十二年度の増税の率はつまり二百万円の人は、これは住民税が入つておるようではありますけれども、昭和五十一人が四万四千五百円、昭和五十二年には一〇%のベースアップによる増税四八・八%、三百六十万円の人は増税の率一八・五%、以下そこに数字が書いてあります。この数字は誤りないと思いますが、いいですか、これで。

○説明員(矢澤富太郎君) 計算、チェックはしておいませんが誤りないだらうと思います。

○片岡勝治君 こういうふうに数字を見てまいりますと、一〇%の春闘あるいは今度の人事院勧告に基づく給与改定による減税ゼロ、そういうことで計算をいたしますと、実は減税ゼロではなくて大変な税金の増になつてくるということですね、いま数字を挙げましたとおり、負担率を考えてみましても相当の負担率の伸びがあるわけでありま

ましたから税金の方は十一万六千円、さらに昭和五十二年には十四万一千六百三十二円というこ

とになるわけですね。これはいいですか、この数字は。

○説明員(矢澤富太郎君) そうすると、この負担率ですね、この増税の率はどういう数字になるか。

○片岡勝治君 所得税だけの率で申し上げますと、五十一年の三百三十万円のときの税負担は三・三四%でございました。五十一年度はそれが一部ふえて三百六十三万円ということに相なりますと、税額は十四万一千円余りとなりまして、その負担率は三・九%と相なると思します。

○片岡勝治君 もう一つ増税の率、これは毎日新聞に載つております。この記事によると、五十一

年から五十二年度の増税の率はつまり二百万円の人は、これは住民税が入つておるようではありますけれども、昭和五十一人が四万四千五百円、昭和五十二年には一〇%のベースアップによる増税四八・八%、三百六十万円の人は増税の率一八・五%、以下そこに数字が書いてあります。この数字は誤りないと思いますが、いいですか、これで。

○説明員(矢澤富太郎君) まことに申しわけございませんが、ちよつと税収見積もりの方は私の担当でございまして、いますぐお返事できませんが、ちよつと調べさせて、この委員会の途中でお答えするようにしたいと思います。

○片岡勝治君 私も細かい数字はまだよく調べておませんけれども、率にすると二〇%ぐらい税収が伸びるんじゃないかと、所得税が春闘と今度の人事院勧告によつて所得税がそれだけ伸びる。それは伸びるはずなんですよ、それだけわれわれは税金をよけい出すといふことですから。

○片岡勝治君 それから、今度社会保険も、これも新聞の記事を挙げさせていただきたいと思いますが、厚生年金の掛金が八月、それから健康保険料が十月からそれ引き上げられ、月給袋が一層びしきなつた。たとえば、月取二十五万円のサラリーマンの場合、厚生年金と健康保険料が十月から六十六円アップされる。平均八・八%のペアでぶ

す。あるいは増税の率を考えみて四八・八%、二百万円の人にはつまり五〇%の増税の率になります。つまり、一〇%の賃上げに対して実は税金の方は五〇%の増ということになります

から、これは大変な増税になるということ、恐らく戦後最大の増税ではないですか、これは減税ゼロとは言いながら戦後最大の増税ということになります。

○説明員(矢澤富太郎君) ちょうど先生から毎日新聞をいただいて拝見しておりますが、その数字はどういうふうになりますか。あるいはもう一つは、税金が八万二千円から十一万円から十四万円に増税されるわけですね、この増税の率はどういう数字になるか。

○片岡勝治君 お答え申し上げます。

○説明員(矢澤富太郎君) お答え申し上げます。

○片岡勝治君 おはその数字も頭にございませんので、申しわけございませんけれどもお答えいたしかねます。

○片岡勝治君 しかし、今度の五十一年度予算を計上するときに、税収というものは、ここに日本の財政という本を拝見さしていただいていますけれども、相当細かく分析をして税収を計算するんでしょうか、春闘何%アップすれば税金がどれだけ伸びる。

○説明員(矢澤富太郎君) ちょっとただいま、おはその数字も頭にございませんので、申しわけございませんけれどもお答えいたしかねます。

○片岡勝治君 しかしながら、今度の五十一年度予算を計上するときに、税収というものは、ここに日本の財政という本を拝見さしていただいていますけれども、相当細かく分析をして税収を計算するんでしょうか、春闘何%アップすれば税金がどれだけ伸びる。

○説明員(矢澤富太郎君) まことに申しわけございませんが、ちよつと税収見積もりの方は私の担当でございまして、いますぐお返事できませんが、ちよつと調べさせて、この委員会の途中でお答えするようにしたいと思います。

○片岡勝治君 私も細かい数字はまだよく調べておませんけれども、率にすると二〇%ぐらい税収が伸びるんじゃないかと、所得税が春闘と今度の人事院勧告によつて所得税がそれだけ伸びる。それは伸びるはずなんですよ、それだけわれわれは税金をよけい出すといふことですから。

○片岡勝治君 それから、今度社会保険も、これも新聞の記事を挙げさせていただきたいと思いますが、厚生年金の掛金が八月、それから健康保険料が十月から六十六円アップされる。平均八・八%のペアでぶ

えた二万二千円のうち約四〇%が消え去つた、こういう記事ですね。これは確かに厚生年金、健康保険料が大幅に引き上げられたわけでありますから、つまり、われわれといふか、国民、労働者、サラリーマンにしてみると、いま言つたよう

に、一方で税金で大幅な増税をされる、そうして片方、いま言つた厚生年金、それから健康保険、この金額が相当多くなつたために、いわゆる春闘や、それから今度の人事院勧告でふえた分がつ飛んでしまうと、こういうことが書かれておるのですけれども、健康保険や厚生年金の増加率といふものはあなたの方ではわかつていませんか、どうもはるかにいるか、率。

○説明員(矢澤富太郎君) 申しわけございませんが、わかりません。

○片岡勝治君 さつきのことはわかりましたか。

○説明員(矢澤富太郎君) はい、いま計算してお

ります。

○片岡勝治君 それでは時間の関係がありますので、低成長時代を迎えて新しい増税構想が税制調査会でいま論議をされている。これも新聞報道によりますと、きょうにも大蔵省側から新税構想の一覧表を税調の方に提出すると、こういうことが言われております。これはひとつわれわれの方にもその一覧表をぜひいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか、増税構想。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘のございました一覧表でございますが、これは後ほどお届けいたします。

それから、お出したいたします趣旨は、大蔵省としてそういう増税を考えているということでお出するものではございませんで、一部委員の先生方の御要望がございまして、いま話題になつていい方の新しい税、これをひとつ一覧表に出していくその新規な印象といつたましては、日本

の金額が相当多くなつたために、いわゆる春闘や、それから今度の人事院勧告でふえた分がつ飛んでしまうと、こういうことが書かれておるのですけれども、健康保険や厚生年金の増加率といふものはあなたの方ではわかつていませんか、どうもはるかにいるか、率。

○説明員(矢澤富太郎君) 申しわけございませんが、わかりません。

○片岡勝治君 さつきのことはわかりましたか。

○説明員(矢澤富太郎君) はい、いま計算してお

ります。

○片岡勝治君 それでは時間の関係がありますので、低成長時代を迎えて新しい増税構想が税制調査会でいま論議をされている。これも新聞報道によりますと、きょうにも大蔵省側から新税構想の一覧表を税調の方に提出すると、こういうことが言われております。これはひとつわれわれの方にもその一覧表をぜひいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか、増税構想。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘のございました一覧表でございますが、これは後ほどお届けいたします。

それから、お出したいたします趣旨は、大蔵省としてそういう増税を考えているということでお出するものではございませんで、一部委員の先生方の御要望がございまして、いま話題になつていい方の新しい税、これをひとつ一覧表に出していくその新規な印象といつたましては、日本

の金額が相当多くなつたために、いわゆる春闘や、それから今度の人事院勧告でふえた分がつ飛んでしまうと、こういうことが書かれておるのですけれども、健康保険や厚生年金の増加率といふものはあなたの方ではわかつていませんか、どうもはるかにいるか、率。

○説明員(矢澤富太郎君) 申しわけございませんが、わかりません。

○片岡勝治君 さつきのことはわかりましたか。

○説明員(矢澤富太郎君) はい、いま計算してお

ります。

○片岡勝治君 それでは時間の関係がありますので、低成長時代を迎えて新しい増税構想が税制調査会でいま論議をされている。これも新聞報道によりますと、きょうにも大蔵省側から新税構想の一覧表を税調の方に提出すると、こういうことが言われております。これはひとつわれわれの方にもその一覧表をぜひいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか、増税構想。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘のございました一覧表でございますが、これは後ほどお届けいたします。

それから、お出したいたします趣旨は、大蔵省としてそういう増税を考えているということでお出するものではございませんで、一部委員の先生方の御要望がございまして、いま話題になつていい方の新しい税、これをひとつ一覧表に出していくその新規な印象といつたましては、日本

の金額が相当多くなつたために、いわゆる春闘や、それから今度の人事院勧告でふえた分がつ飛んでしまうと、こういうことが書かれておるのですけれども、健康保険や厚生年金の増加率といふものはあなたの方ではわかつていませんか、どうもはるかにいるか、率。

○説明員(矢澤富太郎君) 申しわけございませんが、わかりません。

○片岡勝治君 さつきのことはわかりましたか。

○説明員(矢澤富太郎君) はい、いま計算してお

ります。

○片岡勝治君 それでは時間の関係がありますので、低成長時代を迎えて新しい増税構想が税制調査会でいま論議をされている。これも新聞報道によりますと、きょうにも大蔵省側から新税構想の一覧表を税調の方に提出すると、こういうことが言われております。これはひとつわれわれの方にもその一覧表をぜひいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか、増税構想。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘のございました一覧表でございますが、これは後ほどお届けいたします。

それから、お出したいたします趣旨は、大蔵省としてそういう増税を考えているということでお出するものではございませんで、一部委員の先生方の御要望がございまして、いま話題になつていい方の新しい税、これをひとつ一覧表に出していくその新規な印象といつたましては、日本

の金額が相当多くなつたために、いわゆる春闘や、それから今度の人事院勧告でふえた分がつ飛んでしまうと、こういうことが書かれておるのですけれども、健康保険や厚生年金の増加率といふものはあなたの方ではわかつていませんか、どうもはるかにいるか、率。

○説明員(矢澤富太郎君) 申しわけございませんが、わかりません。

○片岡勝治君 さつきのことはわかりましたか。

○説明員(矢澤富太郎君) はい、いま計算してお

ります。

○片岡勝治君 それでは時間の関係がありますので、低成長時代を迎えて新しい増税構想が税制調査会でいま論議をされている。これも新聞報道によりますと、きょうにも大蔵省側から新税構想の一覧表を税調の方に提出すると、こういうことが言われております。これはひとつわれわれの方にもその一覧表をぜひいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか、増税構想。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘のございました一覧表でございますが、これは後ほどお届けいたします。

それから、お出したいたします趣旨は、大蔵省としてそういう増税を考えているということでお出するものではございませんで、一部委員の先生方の御要望がございまして、いま話題になつていい方の新しい税、これをひとつ一覧表に出していくその新規な印象といつたましては、日本

の金額が相当多くなつたために、いわゆる春闘や、それから今度の人事院勧告でふえた分がつ飛んでしまうと、こういうことが書かれておるのですけれども、健康保険や厚生年金の増加率といふものはあなたの方ではわかつていませんか、どうもはるかにいるか、率。

○説明員(矢澤富太郎君) 申しわけございませんが、わかりません。

○片岡勝治君 さつきのことはわかりましたか。

○説明員(矢澤富太郎君) はい、いま計算してお

ります。

○片岡勝治君 それでは時間の関係がありますので、低成長時代を迎えて新しい増税構想が税制調査会でいま論議をされている。これも新聞報道によりますと、きょうにも大蔵省側から新税構想の一覧表を税調の方に提出すると、こういうことが言われております。これはひとつわれわれの方にもその一覧表をぜひいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか、増税構想。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘のございました一覧表でございますが、これは後ほどお届けいたします。

それから、お出したいたします趣旨は、大蔵省としてそういう増税を考えているということでお出するものではございませんで、一部委員の先生方の御要望がございまして、いま話題になつていい方の新しい税、これをひとつ一覧表に出していくその新規な印象といつたましては、日本

り方というものは大変な悪例だと私は思うんです。そういうふうな意味では、こういうふうな駆け引きでどうして政府が公務員給与を決定するのか。私は人事院が勧告を非常に急いで八月の十日にされた、ですから從来の考え方から言えばもう直ちに閣議で決定をして、多少財政的な問題はあります。その点は私も認めないわけではないんですけれども、こういうような財特の法案とてんびんにかけて決めるなんというやつの方は、私は給与の本来の考え方からいって非常に悪例を残した、こういうように考えているわけですねけれども、この点については総務長官、どうお考えですか。

○國務大臣(西村尚治君) 別に財特法とてんびんにかけたなどというつもりはないのでござりますが、ただ、実際問題といたしまして、あれだけのものを完全実施しますためには相当な財源措置を必要としたわけでございます。二千九百九十九億必要なことに対してある程度のベースアップの準備は予算上してありましたけれども、あれを完全実施するためにはまだ一般会計だけでも七百億の財源措置を新たに必要とする。私どもの立場から言いますと、早く完全実施の態度を決めたかったのでありますが、やはり財政当局といたしましては、どうしてもそこのはつきり確たる見通しがつかない以上はちょっと困る、もうしばらく待つてほしい。そういうことで、財特が通らないとそこめどもつかぬものですから、結果的にはなんぶんにかけたようなことに誤解されることになつたかもしれませんけれども、最初からそういう意思はあつたわけじやございません。やむを得ない今年限りの姿だと、そういうことで御了承願いたいと思います。

○峯山昭範君 総務長官は何も財政当局の代弁をする必要はありませんでしたして、給与担当の大蔵なんですから、当然私は、人事院勧告といふものが労働基本権とのうらはらの関係であるわけですか

り方といふふうな意味では、こういうふうな駆け引きでどうして政府が公務員給与を決定するのか。私は人事院が勧告を非常に急いで八月の十日

にされた、ですから從来の考え方から言えばもう直ちに閣議で決定をして、多少財政的な問題はあります。その点は私も認めないわけではないんですけれども、こういうような財特の法案とてんびんにかけて決めるなんというやつの方は、私は給与の本来の考え方からいって非常に悪例を残した、こういうように考えているわけですねけれども、この点については総務長官、どうお考えですか。

○國務大臣(西村尚治君) それは総務長官は給与担当の所管大臣でございますから、あそこに至るまでには必ずしも先頭を切つて、早く早くということで閣議でも発言をしたわけでございます。いま申上げたのは、経過を御了解願いたいと思って申し上げただけでございます。

○峯山昭範君 これ以上言いませんけれども、いざれにしましても、総務長官の力量の差にもよる

ます。まず、警察庁にお伺いをいたしました。まず、警察庁にお伺いをいたしました。まず、今回

の給与勧告に当たりまして、これは人事院に対しまして、各省庁の人事課長さんやそれぞれ担当者

の給与勧告にございました。そこで私は、そういうふうな問題と同様の問題でござりますが、これは

要するに大臣の私的な諸問機関ですね。

○政府委員(鈴木貞敏君) 大臣の私的な諸問機

関、そういう位置づけは私の方でしておりません。先ほど申しましたように、部内、府内の研究

会といふ性格づけとして理解しております。

○峯山昭範君 部内の研究会といふことですか、

ということとは、そういうふうにいふことですよ。

ね。これは要するに、部内の研究会と言おうと審議会と言おうと、何と言おうと同じなんですよ。

問題は国家行政組織法の第八条機関であるかどう

か。どういうこととの絡み合いで、これは行政管理

が前々から取り上げて、政府部内で何回も問題になつた問題なんですね。しかもこの中身は、私が

大臣の諸問機関であるかと聞いたら、いやそうじ

やない、内部の機関だとおっしゃいますが、それ

じやない、またやつたわけじゃないと口ではおっしゃいますけれども、現実はそうなつているわけ

ですよ、現実は。ですから、私はこういうような問題は総務長官が先陣を切つて、もう今後こうい

うようなことはないよう戎めていく、そういう姿勢でなくちやいかぬと総務長官が先陣に立つて

閣議でおっしゃつていただかないとうしようも

ないわけです。そういうふうな意味では、総務長官というのは非常に大事な立場にあるわけです。

再度私は総務長官の所信を聞いておきたい。

○政府委員(鈴木貞敏君) お答えいたしました。

御質疑の警察官給与制度研究会でございますけ

れども、警察庁にそういう研究会はござります。

で、これは警察の職務の特殊性といいましょうか、御承知のとおりいろいろの面で、警察官の給

与あるいは勤務条件、そういう面についてもやはり慎重に検討し、そしてまた実態に即した手当

が行われるように警察庁としてもいろいろ配慮して

いるわけですが、この研究会は四十四年まことに一応でございまして、率直に申しますと、二点で御

問い合わせたのは、経過を御了解願いたいと思つて申し上げただけでございます。

○峯山昭範君 これ以上言いませんけれども、いざれにしてもこいういう問題はこういうふうな駆け引きの材料にしてもらつては困るということだけははつきりしておきたいと思います。

そこで、私はきょうは非常に短い時間でござりますので、端的にお伺いをいたします。

まず、警察庁にお伺いをいたしました。まず、今回

の給与勧告に当たりまして、これは人事院に対しまして、各省庁の人事課長さんやそれぞれ担当者

の給与勧告にございました。そこで私は、そういう

ふうな問題でござりますが、これは

要するに大臣の私的な諸問機関ですね。

○政府委員(鈴木貞敏君) 仰せのとおり行政管理

局から、私たちの方も懇談会等の行政運営上の会

合の運用その他についていろいろの面で指導を受けております。そういう面で十分配意している

つもりでござりますけれども、この研究会は、いわば部外の有識者の意見を答申のかつこうで取り

まとめて決定するというような合議制の正規の運営方法をしておりません。したがつて、辞令を用いて委員であるとか、あるいは会員であるとか、

そういうこともしておりませんし、また定期的に日時その他を決めておりませんし、また会合する

際もその都度口頭でお願いしておるというふうな

ことござりますし、また、警察庁は御承知のとおり國家公安委員会の規則とか、あるいは長官訓

令とか、法的なあれで、いろいろのあれが規制されておるわけございますが、この研究会につい

てはそういう裏づけもないというふうなことでございまして、おっしゃるとおり、この研究会で、

大臣に対しまして、いわゆる國家公安委員長に対しまして意見を提出すると、いうふうな形式を一応

つておきます。そつて、そういう部外の有識者も含めて

警察官の給与その他についての御意見をいろいろいたい点を大臣——国家公安委員会の委員長にも反映する、こういうかっこになつておるという実情でございます。

○峯山昭範君 私はね、これはいかぬと言つてゐるんじゃないのですよ。これは、私やめろとか、いかぬと言つておるんぢやなくてね、これは非常にあなたがおっしゃるようなでたらめな、そういう意見をたらら聞いてどうこうというような中身じやないです、これね。この意見の中身といふのは、非常に貴重な警察官の仕事や、その中身問題をいろんな角度から取り上げて、その待遇改善をうたつておるわけですね、これは、ですか

ら、非常に私はいい意見をまとめていらっしゃる——いい意見かどうかわかりませんよ、それは、その点は別にして、貴重な意見をまとめていらっしゃるわけですよ。ですから、私はそれはそれなりに、やっぱりきちっと法的位置づけをしてやらねばいいんで、要するにいま官房長がおっしゃるようなそういうやからんばらんな、たとえば通達も何にもしない、委員の委嘱もしない、ただ呼んでき、ただ都合のいいときにぱつとやるというよな、そういう感じのこういう研究会で、これは研究会という名前は書いていますがこれは逃げ道でこうやつているんであって、実際は、これは非常にいかぬと言つておる、委員のまことのなかつたとか、審議会という名前がない、たとえばいま官房長がおっしゃつたのは、全部行政管理庁の通達を逃げようと思つて、いま一生懸命全部おっしゃつておるわけですよ、委員のまことにひつかかるから決めないでやつていふといですけれども、決めないでやるといふことはいかにいかげんな会合かということになるわけです、逆に言えばね。しかも中身はばつちりまたその委員に対しての招集の日時を決めないと、これはそういふことを決めると、やつぱりこいつは、あればにひつかかるから決めないでやつていふみたいですねけれども、決めないでやるといふことですけれども、委員の名前はここに全部

記載されていますが、中身はどのがどの人の意見かということになると全くわからぬ。要するに

これたつて、それをたつておるわけですが、それで

これは八条機関の抜け道のいわゆる私的な諸研究会としての意見ですね、そう言つうのが正しい

であります。ですから、そういうようになつてくるとこれは八条機関の抜け道のいわゆる私的な諸研究会としての意見ですね、そう言つうのが正しい

だがたいということをお願いしたわけでございます。

○政府委員(辻敏一君) 先般の当委員会におきまして、いわゆる私的懇談会につきましての私どもの考え方なり整理の状況なりを御報告申し上げたのでございましたね。これに警察官給与制度研究会というものは、これは国家公安委員長である福田一さんに五十一年の七月一日で現実に答申を出しているんですよ。これは体何ですか、事務次官以下なんということにはなりませんよ、これによく期待しているわけでございます。

○峯山昭範君 あなた方そういふことで逃げたらいけませんよ。少なくともこの警察官給与制度研究会というのは、これは国家公安委員長である福田一さんに五十一年の七月一日で現実に答申を出しているんですよ。これは体何ですか、事務次官それぞれ私は中身、この人的構成についても問題がありますよ。これは後で言いますが、全部これは対外的な人たちがいっぱい入つて現実にこういうことをやつておる。こういうふうな、しかも、給与の改善についての意見を述べておる。一人一人の意見じやないですよ、まとめた意見として出ております。これはやはり私は問題があると思うんです。こういうふうなものはきちんとやつぱりチエックすべきじやないですか。

○政府委員(鎌木真誠君) 峯山先生のいまおつしやいました性格の点でございますが、再度申し上げたわけでござります。と申しますのは、本来の審議会と紛らわしいという見地から問題にされるべき私的懇談会としては、まず大臣の私的懇談会であるという考え方方に立つたわけでござります。しかし、私も事務次官以下のレベル、事務的ないレベルにつきましても同様ないわゆる私的懇談会があることは承知をいたしておるわけでござつてしまして、それをほうつておくるはございません。先般当局の方針を各省に連絡をいたしたわけですが、その際に決裁と事務次官決裁にかかるものにつきましては事前に報告を徴することにいたしておりますし、また、局長が職員局長とか名前を連ねておることは一層以下のものにつきましては適宜部内通達等により各省におきまして同様の方針で臨んでいた

臣に対する意見の提出といいましょうか、そういううかっこになつておるわけでござりますけれども、その点行政組織法八条の機関じゃないか、それが非常に紛らわしいじやないかといふこととの御指摘でござりますけれども、私たちは先ほど来申しておるような性格でとらえておるわけでございませんけれども、そういう面でわめてそれと紛らわしいとか、そういうかっこどうだということがござります。ただ、警視の給与の改善その他のについては一応検討してまいりたいと、こういう気持ちを持っておりましたけれども、そういう形式その他につきましては、広く一般の部外の有識者の方の意見も十分にくみ入れて、いろいろの点からひとつ検討していくと、まあ自分自身の給与の決定でございますのとであれば、また行管の方とも十分あれしまして、そういう形式その他につきましては、広く一般の部外の有識者の方の意見も十二分にお伺いしていろいろの将来の施策を組みたいたと、こういう気持ちでおるといふことでございます。

○峯山昭範君 ですから、そのとおりであればまさに国家行政組織法第八条で言つておる行政機関になるわけですよ、いま官房長の説明どおり、そのとおりだとね。それは即私的諮問機関なんといふ性格のものじやない、法的な根拠のまさにないものじやなくて、まさに法的根拠が必要ないわゆるその研究会になるわけです、いまあなたのおっしゃるとおりだと。これはまた、私の手元にありますこの資料によりますと、警察官の皆さん方が、人事院は第三者機関でありますと、いま三人が四人おります。この表によりますと、いま三人が四人おつやいまして、それほつてもおつやいまして、それは事務当局で入つていらつしやるんでしょけれども、正式の委員としては警務局長さんお一人ですね、この表によりますと、いま三人が四人おつやいまして、それほつてもおつやいまして、これは人事院、ちょっとお伺いしますが、人事院は第三者機関でありますと、いま三人が四人おつやいまして、それほつてもおつやいまして、これは人事院、ちょっとお伺いしますが、人事院は第三機関でありますと、いま三人が四人おつやいまして、それほつてもおつやいまして、これは人事院の項目についていろいろ御意見を聞くこと、こういうふうなかつこうになつておるわけございまして、確かに今井一男先生の名前で大

○政府委員(藤井貞夫君) いろいろ御論議をいた

だいておりますいまの警察関係の研究会でござりますが、これに関しましては、いろいろ警察官の待遇問題、給与等を中心とする待遇問題が論議をされるその場合に、警察庁といたしましては、そういう論議を踏まえて、毎年の勧告時等にいろいろわれわれの方にも申し入れをされるわけでござります。それの前提といたしまして、研究会の研究結果というものも十分参考にしていただきたいというような趣旨でござる私ども伺っておりますのであります。それで、その際に、やはりわれわれの方は、口幅つたいようでございますけれども、給与に関してはそれなりの知識と経験というものを持つておるつもりでございまして、そういう角度から申しして、言葉は悪いですが、余りにも警察なら警察独自といふことで一方的に突っ走るといふのは、やはり給与制度の運営についても、口幅つたいようでござりますけれども、給与に関してはそれなりの知識と経験といふものを持つておるつもりでございまして、そういう角度から申しして、言葉は悪いですが、余りにも警察なら警察独自といふことで一方的に突っ走るといふのは、やはり給与制度の運営についても、

は、逆にそれを裏返して言えば、この研究会から出た答申というのは非常に正当なものが出てくらべると、そういうことになりますね、これは。しかも人事院といたしのうは第三者機関であります。第三者機関のしかも第一人者の給与局長が入つてぱちっとやるということは、どうも、この人が入つてぱちっとやるということになります。これは大問題です。よく実際そうすると、これはしかも、これが法的に全く根拠も何もない、それじきます人事院總裁、問題が大きくなるであります。ですから、これは中立機関の給与局長やこういう人たちが、たとえば、こういう研究会から呼ばれてどうあるべきかということでおたまたまこのレクチャーナーをしたりするなんらいいですよ。しかしながら、こういう研究会の正式のメンバーになって、研究会委員と、こうして一覧表でちゃんと出ております。ところが、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。これは非常に軽率のあれば逃がしたいときどき重要な点は報告を思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたしておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。これは非常に軽率のあれば逃がしたいときどき重要な点は報告を思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたしておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。

専門の立場から抑えてしまって、どうななものではございませんで、峯山先生も御承知かと思いますが、これにござりますね。これは自衛隊法に決められた

けれども、この研究会のまとまりました結論としては、もう少し何か待遇を考えてくださいと、特にそれが具体的な方法といたしまして、教員の特別手当に当たるような、そういう何かの特別手当的なものを考へてくれないかというようなことが出ております。これは恐らく給与局長としてはそういうことについて賛成をいたしましたが、ないというふうに思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたしておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。これは非常に軽率のあれば逃がしたいときどき重要な点は報告を思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたしておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。

専門の立場から抑えてしまって、どうなるものではございませんで、それはそれで、それはそれで、それはそれなりに中立機関としての性格といふことについての御論議はあろうかと思いますが、専門の立場からの御意見といふものをお聞きになれば申上げていくことは、それはそれとして意味のあることではないかといふふうに考えて、従来もそういうことで御参加を申し上げてきたのではないかといふふうに考えております。警察のことは、まさに問題といつより大問題です。警察のこと、たとへん、そこそこ問題といつてあることを研究する人たち、そういう人たちの独走、突っ走りを許してはならないから人事院担当局長やみんなその中に入つちやうということ

は、専門の立場から抑えてしまって、どうなるものではございませんで、峯山先生も御承知かと思いますが、これにござりますね。これは自衛隊法に決められたけれども、この研究会のまとまりました結論としては、もう少し何か待遇を考えてくださいと、特にそれが具体的な方法といたしまして、教員の特別手当に当たるような、そういう何かの特別手当的なものを考へてくれないかというようなことが出ております。これは恐らく給与局長としてはそういうことについて賛成をいたしましたが、ないというふうに思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたしておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。これは非常に軽率のあれば逃がしたいときどき重要な点は報告を思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたしておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。これは非常に軽率のあれば逃がしたいときどき重要な点は報告を思つております。私もときどき重要な点は報告を受けて、承知をいたておりますけれども、したくことは、まさにこの中立機関としての局長とか、そういうふうな立場を放棄してやつてゐるんだと、そういうふうに見られてもしようがないですよ。

専門の立場から抑えてしまって、どうなるものではございませんで、峯山先生も御承知かと思いますが、これにござりますね。これは自衛隊法に決められた

けれども、総裁どうですか。
○政府委員(藤井貞夫君) 御意見の点は十分拝聴いたし、考へてまいりたいと思つておりますけれども、これは給与局長の入りますのはびしつと

ます、防衛庁の自衛隊離職者就職審査会といふのがござりますね。これは自衛隊法に決められた審査会があるわけですが、この審査会といふのは現在どういうふうになつておりますか、稼働しておりますか。

○政府委員(竹岡勝美君) いま先生御指摘の自衛隊離職者就職審査会という名前でござりますが、これは昭和四八年の十月十六日に防衛庁設置法を改正いたしまして、防衛庁の付属機関として設置したものでござります。これは御承知のとおり、防衛庁の方も一般国家公務員と同じように、

高級幹部が退職後私企業に再就職しますというような場合には、その営利企業への再就職——新規に入ります場合、同じような制限がござります。従来は、そういう制限がありますけれども特別の場合には、たとえ国家公務員の場合はならば人事院の承認を得て例外的に認められることがあるということがございました。それを受けまして、自衛隊

法の方にも長官の承認を得て例外的に認められるべきではないだらうかと、いうことで、法を改正してこの審査会を設けたわけでござります。五人の構成員がおりますけれども、現在も、ときには会合しておりますが、現在この審査会にかけなければならないような特例の再就職の例はございません。

○峯山昭範君 これは、私はまず非常に問題だと思つておりますが、この審査会にかかる自衛隊の退職者、これは一佐以上ですね、四八年以降一佐以上の人たちは毎年何人ぐらいたつ退職していくんですか。

○政府委員(竹岡勝美君) 自衛隊の場合には、御承認のとおり停年制度がござりますので、一佐は五十三歳、将補は五十五歳、將は五十八歳といふとで、その停年をもつてやめていくわけでござりますが、一応四十六年から五十一年の六月末現

在、一佐以上で辞職いたしました者は計千五百九

力をいたしているところでございます。

そこで、先ほど申し上げたところでございますが、前回の委員会に御報告を申し上げましたように、大臣レベル以上のものにつきましては整理方針を立てまして、廃止をいたしますものの、終期を設定いたしますものの、運営を改善いたしますものというような区分で整理をいたす方針を決めたわけござります。それから、事務次官レベル以下のものにつきましては、これも先ほど申し上げたところでございますが、先般、各省に私どもの方針を通絡いたしました際に、そういうものにつきましては今後各省から報告を求ることにいたしております。また局長レベル等のものもあるわけでございますが、これは各省において部内通達等で所要の措置を講じていただくように指導したわけございまして、これが局長レベル等のものもあるわけでございまして、漸次、事務次官、局長レベル以下のいわゆる私的懇談会につきましても、大臣レベル以上の懇談会と同様な方針でもって臨んでまいりたいと考えておるわけでござります。

○太田淳夫君 それでは、かわりまして、法律の中身について御質問いたしました。

最初に、人事院総裁にお尋ねしますけれども、この八月十日に本年は勧告を出されたわけですから、この今回の勧告につきましても、官民の給与比較を埋めるという従来の方法をそのまま踏襲されているわけですから、この勧告に対しまして、マスコミ関係等では賃金だけの官民比較をするのではなくて、年金とか退職金とか、そういうものを含めたいわば生涯給与を比較すべきだという、そういう批判もよくあるわけですけれども、そういう生涯賃金比較論というような批判に対して、人事院総裁としてどのような見解を持たれるか、最初にお聞きしたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 最近、御指摘のようにマスコミその他でもつて生涯給与の比較論というものが打ち出されております。これは恐らくは給与 자체の官民給与の比較を埋めることでござりますし、また特に民間が不況とは事実でござりますし、また特に民間が不況と

いうようなことに相なつてしまりますと、やはり批判的な問題としてそういうことも論議をされることが多いことが通例でございます。私たちといたしましても、この問題は実は深刻に受けとめておりまして、マスコミ関係等にもわれわれの方で集めた資料、またこの資料の分析の結果に基づいて、いろいろ精細なものはまだできておりませんですから、それでも、藏を開いていただきながらね点は実は申し上げておるつもりでございます。この問題は実はもう少し多方面にわたって調査をし、検討を加えてまいらなければならぬ問題が多いわけでございまして、給与だけではなくて、退職金の問題、あるいは共済年金の問題、その他一般的な住居の問題、さらに勤務条件全般の問題等を比較考慮してまいらなければなりません。ただ、これは民間の場合は給与とはまた違つた大変複雑な問題で多種多様にわたつておることが多いのでございまして、そういう意味から単純なる比較論といふことはなかなかむずかしい面が多くございます。しかし、だんだん給与の問題についても匹敵するようなことに相なつてしまりますけれども、いまごとに申しまして、やはりわれわれとしては検討していくということとも、これはぜひ必要であろうといふ考え方方に立つております。もう少し精細な調査をやって、この問題ともひとつ真正面切つて深刻に取り組んでまいりたい、かようないま考えておる次第でございます。

○太田淳夫君 当然これはいろんな比較をする場合には前提条件がそろわないと比較ができないことがありますし、検討を十分にしていただきたいと思

いますけれども、公務員の方々にはそれぞれ民間の会社にないようないろんな条件が厳しい面があると私どもは理解しております。それで、中には

退職金が減額されると——いまちょっとお話しのボーナスについてははっきり見通しを立てて

いたしましたけれども、ことしの夏のボーナスの実態はどうだったのか、あるいはまた暮

公務員を比較する場合には大体一年前の民間と比較をされているわけですけれども、先ほど野田議員から質問ありましたけれども、ことしの夏のボーナス分を取り戻せるかどうか、その点をちょっと

お話を聞きたいと思います。

○政府委員(茂木廣君) ことしの夏期の民間の特

か、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘のように、公務

員については勤務条件、また服務について民間の

伸びというようなもので割り返してみますとい

うか、ちょっとお聞きが悪かったという点が明らかにな

ります。そこで、それが仮に十二月期でどの

程度伸びてまいりますかと、いふことでございま

ります。そこで、それが仮に十二月期でどの程度伸びてまいりますかと、いふことでございま

ます。そして、マスコミ関係等にもわれわれの方で集め

た資料、またこの資料の分析の結果に基づいて、い

うも、藏を開いていただかなければならぬ点は実

ども、藏を開いていただかなければならぬ問題が多い

わけでございまして、給与だけではなくて、退職

金の問題、あるいは共済年金の問題、その他一般

的な住居の問題、さらに勤務条件全般の問題等を比較考慮してまいらなければなりません。ただ、勤

務条件についても厳しいものがある、それに報い

ることはやっぱり考えていかなればならぬ、そ

ういう問題もござります。さらに、いまお話しに

なりましたように、共済年金等につきましてはこ

れは民間とは違つた、要するに懲戒というよ

うなことなどは出てまいるわけでありまして、

これらの比較検討を総合的にやっていくといふこ

とがぜひ必要でござります。しかもこの点は、比

較検討といいましても同一表面に並べてやるには

余りにも複雑であるという点がござりますので、

ひとつわれわれとしては慎重な態度でこの問題に

は今後とも対処してまいりたいということでござ

います。

○太田淳夫君 時間がなくなるので先へ進みます

けれども、指定職についてちょっとお聞きします

けれども、一般職の給与の比較が中小企業まで含

めて比較されておりますけれども、この指定職と

いうのは民間の大企業の重役あるいは社長などの

給与を比較して決められていると、こういふう

に聞いていますけれども、ことは具体的にどの

ような民間の企業の役員と比較されたのか、その

点ちょっとお聞きしたいと思いますし、また、民

間の企業の規模等について概略お伺いしたいと、

このように思います。

○政府委員(茂木廣君) 指定職の俸給表の決め方

は、一つは部内均衡といふことで行政職(一)

俸給表の一等級との関係、あるいはその他の俸給

表の最高等級との関係、そういうものの連動を

考慮しながら決めるといふようなたてまえをとり

ながら、毎年に一遍かやはり民間の状況も調査し

たしましてその間の乖離を防いでいくという措置

をとつておるわけでございます。前回は四十九年

にやりましたが、一昨年、昨年と相当いろいろ経

済的変動もございましたので、ことしどの程度

いらっしゃるかということを、從来やつておりますが、五百人以上の規模の企業につきまして、通信照会調査でござりますが、実施いたしました。業種についてはやはり産業各界にまたがりますように業種をそれぞれ選定してございますが、そういうことで、從来とそういう内容についての選定の方といふようなものは変えておりません。約六割の方の回答がございました。約千三百社でございまして、そのうちの二ヵ年間に民間の方のそれらの給与は相当上がつておるようございまして、二ヵ年で約二〇%近い一九%台程度の上がり方を示しております。

今回私どもの俸給表の方では、直には下からの大体連動数字に、昨年カットするため抑えました分を復元するということで大体おさまったので出しておりますので、民間と比べますというと、若干抑えみの数字に相なつたわけございますが、参考までにそういう調査いたしました結果で申し上げてみると、從来よく使っておりましたところで第三位の額、上から社長、副社長とありますか、その次に専務となりましょか、そういう第三位のところの役員の数字で申し上げます」というと、四十九年が六十二万円であつたものが今年は七十五万円という数字になつております。この辺のところを横にらみながら、一等級の方から運動しながら昨年のカットしました分の復元というものをしてきましたものがことしの最高金額のところに使ってござりますが、それと比較していただけばおわかりのように、ちょっと抑えみの数字になつたと、こういう程度でござります。

○太田淳夫君 時間がないのであれですが、次に俸給表についてちょっとと一点だけお伺いしますけれども、勧告の説明によりますと、この俸給表につきましては「本年の民間における初任給の状況及び職務の階層別給与の上昇傾向等にかんがみ、中位等級に配慮しつつ、全俸給表の全等級にわたり改善を行なつた」、こう書いてありますか、特

いたおるかということを、從来やつておりましたが、かねてから給与法の中だるみについては問題があることを指摘されてきましたけれども、今方といふようなものは変えておりません。約六割の方の回答がございました。約千三百社でございまして、そのうちの二ヵ年間に民間の方のそれらの給与は相当上がつておるようございまして、二ヵ年で約二〇%近い一九%台程度の上がり方を示しております。

○政府委員(茨木廣君) 各俸給表の一番基礎になるのが行政職(一)俸給表でございますが、この等級の平均引き上げ率で申し上げますと、全体が六・九%でございますが、一番高いのが五等級のところと、この二ヵ年間に民間の方のそれらの給与は相当上がつておるようございまして、二ヵ年で約二〇%近い一九%台程度の上がり方を示しております。今回私どもの俸給表の方では、直には下からの大体連動数字に、昨年カットするため抑えました分を復元するということで大体おさまったので出しておりますので、民間と比べますというと、若干抑えみの数字に相なつたわけございますが、参考までにそういう調査いたしました結果で申し上げてみると、從来よく使っておりましたところで第三位の額、上から社長、副社長とありますか、その次に専務となりましょか、そういう第三位のところの役員の数字で申し上げます」というと、四十九年が六十二万円であつたものが今年は七十五万円という数字になつております。この辺のところを横にらみながら、一等級の方から運動しながら昨年のカットしました分の復元というものをしてきましたものがことしの最高金額のところに使ってござりますが、それと比較していただけばおわかりのように、ちょっと抑えみの数字になつたと、こういう程度でござります。

○政府委員(茨木廣君) 各俸給表でございますが、この等級を特に配慮したという点について具体的に説明をしていただきたい、こう思います。

度調査委員会等を設けて処遇改善については検討されておると聞いておりますし、長官にいま報告書を提出されるようでございますが、その中で特に重要な問題、あるいは緊急を要する課題があれば御説明願いたいし、また、自衛官の退官後いろいろな就職状況について、いま現在でも約三万人前後退職者があると聞いておりますが、年これは増加する一方だと思います。その点について、今までの高度成長時代と違いまして、これから安定成長あるいは不況が深刻化していくその中で、どのように考えてみえるか、あるいは防衛廳としての施策の本年の一番の重点は何か、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(竹岡勝美君) お答えを申し上げます。

いまの防衛廳、特に自衛官の人事制度上、今後、本年あたりからですが、最大の問題は、いま御指摘のとおりに退職者の再就職の援護問題であ

るうと思います。若い任期制隊員が大体年間二万名退職いたします。また曹以上の幹部自衛官、こ

れは停年制がございますから約三千名やめていく

わけでございますが、この任期制隊員は、御承知のとおり若い隊員が一年ないし三年、あるいは四年ないし五年という、途中一步自衛隊の社会に入つてからまた普通の現実社会に乗り出すわけでござりますから、就職が非常にむずかしい。よく考えてやらなきやならない問題だと思います。また停年制の隊員につきましても、若年停年制がござりますので、停年制隊員の約九八%を占めます者が五十歳でやめていくわけでございます。これが今後、年々約いま三千名と申しましたが、数年先には六千名になろうと思うのでございます。この再就職というものにわれわれもできる限り職業安定機関、あるいは地方自治体の力をかりまして、われわれ内部ではできます限りの再就職の訓練をしてやるなり、あるいは停年間近には自分の郷土配置をしてやるなり、あるいは自動車運転の免許を与えてやるなり、そういう点の配意をさらに一層力を入れてまいりたいと思います。おかげさ

まで、こういった関係で年間約五億ほどの予算をいただいておりますけれども、いま各幕、内局ともに再就職の援護対策のグループをつくりまして強化してまいりたい、このように考えておるわけ

でございます。

○先ほどちょっと御指摘がございました、私の方の防衛廳職員給与制度調査会、防衛廳は専門機関である人事院の管理を受けておりませんので、防衛廳自体で相当この給与制度の改善は勉強しなきやなりません。そのために専門の方々のお知恵をかりております。これの最大の成果は、本年二月から各先生方の御支持を得ましてできました當内

成績であつたのはなかろうかと思いますが、今後も職員の福利厚生、再就職援護、こういった問題につきまして一層の努力をしてまいりたいと思

います。一方、予備自衛官制度、これの給与制度も現在問題になつております。もう少し招集手当を上げるべきではなかろうかというような問題も出ております。勉強してまいりたいと思います。

○河田賢治君 以上でございます。

○河田賢治君 大分同僚議員から同じような問題が提起され、政府側の答弁もありますが、多少問題を変えて特別職、指定職の問題について質問したいと思うんです。

○河田賢治君 今度、内閣総理大臣が一六%アップ、國務大臣が一六・七%アップ、こういうことになつております。これは昨年上がらなかつたからことし一遍

ます。これは昨年上がらなかつたからことし一遍に上げるという話なんですが、しかし、まあ昨年はしんぼうができたわけですね、上げぬでも、一年間。そうすると、ことしは一般と同じぐらいに上げれば、去年しんぼうしたんだからまあとことし

ます。これは昨年上がらなかつたからことし一遍に上げるといふことです。これが一六%アップ、二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。それで、昨年の分も全部上げたとしても、本當は百五十万円あります。そこそこある程度セーブをいたしまして百四十五万円に抑ええたと、そういうことでござりますのでひとつ御了承賜りたい

と思います。

○河田賢治君 そういうことは私たち地方自治体でも経験しているんですよ。私京都ですが、嵯峨野知事なんかは自分たち副知事と收入役、この特別職は余り上げるなど、ところが一般に国家公務員が上がる、それからまた地方公務員もある程度

上がるわけですね。そうすると収入役とか副知事などです。この役員、つまり監査、それから常務なんかも入つていてるでしょう、専務、これが二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。それで、もともと大蔵省へ届けた数によりますと、大体百七十九万人の人間が従業員としておるわけ

ます。このことが一つ。

○河田賢治君 まず、大蔵省へ届けた数によりますと、大蔵省のうち十億以上が千五百七十六社ある

んです。この役員、つまり監査、それから常務なんかも入つていてるでしょう、専務、これが二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。それで、もともと大蔵省へ届けた数によりますと、大蔵省のうち十億以上が千五百七十六社ある

んです。この役員、つまり監査、それから常務なんかも入つていてるでしょう、専務、これが二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。それで、もともと大蔵省へ届けた数によりますと、大蔵省のうち十億以上が千五百七十六社ある

んです。この役員、つまり監査、それから常務なんかも入つていてるでしょう、専務、これが二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。それで、もともと大蔵省へ届けた数によりますと、大蔵省のうち十億以上が千五百七十六社ある

んです。この役員、つまり監査、それから常務なんかも入つていてるでしょう、専務、これが二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。それで、もともと大蔵省へ届けた数によりますと、大蔵省のうち十億以上が千五百七十六社ある

んです。この役員、つまり監査、それから常務なんかも入つていてるでしょう、専務、これが二万一千二百二十七人、一社平均にして十三人ぐらい

上升がかかるのです。だから、総理大臣にしろ何にしろ多少のランクはありますけれども、ある程度抑えてまだ開

きは相当あるんですから、これは何もこれから

上げるわけでしょ。だから、そのランクといふものは何も一定したものじゃないので、したがって、政府が率先してそういうやり方をやって、そして

民間企業もこういうやり方で一定の指導をすれば

また財政にも寄与できる、こう考えるわけなんですかね。この点、資料の問題とその点についてひ

○政府委員(茨木廣君) 何年に一遍かやつております役員の調査でございますが、これは普通の社員でございますと、民間相場といいますか、横の関係というようなものが非常に濃厚に給与決定がされますけれども、上の方の役員になりますと、それぞれの会社の営業が端的に反映してくるといふか、そういう面があるだらう思います。それで、これも大変、その取扱いには十分注意いたしましたからというよなことで丁重に御依頼をして協力を得ておるというかつこうでございまして、一般の民調の場合のように相当軌道に乗った形で、いまただいておるという姿でございませんので、その辺のところで、慎重に取り扱わさせていただきたいというよなことで前にも申し上げたことがござりますが、そういう事情にあるということをひとつ御了解いただきたいと思っております。これだけの資料を得まして参考にするのにも大変苦労をいたしておりますわけでございます。

○河田賢治君 私どもは、個々の会社の、どこどこの、松下会長は幾らもらっているとかいうようなことを発表してくれとは言わぬですよ。しかし、大量的な、少なくとも現在大蔵省は、何百万円、何千、一億以下とか、一億から十億とか、十億以上という会社と、こう分けて、それで十億以上では会社が幾らあり、役員が幾らあり、従業員が幾らあると、それに対して役員賞与がどれだけで、あるいは給与、手当が幾ら出でる、従業員の給料はどれだけ出でているという企業統計として統計をとっているわけでしょう。うその統計をどんどん集めているわけじゃないと思うんです。ある程度これは真実性があるし、またそういう大量的なものでわれわれも観察しないと全般といふのは見えぬわけなんですから、何も個々の企業の機密なり、あるいは個々の人々の給与とかなんとかいうことを調べぬでもいいわけなんです。そういう調べ方なら、現に大蔵省がやつているわけなんですから、これが真実かどうかということを、やはり政府としても一定の大企業からはそういう資料をもらって、そしてこの特別職なりあるいは

管理職のそういうものの参考に私たちはしたいと、こう思うわけなんですよ。この点でも一度御返事願います。

○政府委員(茨木廣君) 今後の問題として、どの程度そういう方向に進めますかよく検討をいたしてみたいと思いますが、一応そういうまとめましたものを、御質問に答える形で先ほども数字を申し上げたわけですが、何分にも数が、一概に給与上のような多人数のものの結論というよりも、先ほど申し上げましたような二千社内外でございまでの、細密にそれを分析いたしますといふのはなかなか危険かなという感じもございまして、それを一本に集計しました形の数字を先ほど申し上げたような次第でございます。

○河田賢治君 それから、ことしの人事院勧告が出来てから、閣議決定、そして国会に提案され、この問題については、先ほど峯山議員からも、いわゆる財政法の特例法との関連で国会へ提出されることが非常におくれておると、いわば駆け引きになつておるということが指摘されました。私はその問題には触れませんけれども、毎年人院院勧告が出ても二、三ヶ月しないと給与法案がでけてこない。その理由としては、政府は、なかなか法案づくりに時間がかかるができますかね引きにしなつておるといふことが指摘されました。私はその問題には触れませんけれども、毎年人院院勧告が出れば、もう大体勧告の出るところには内定もしだけ労働者は損しているわけですよ。毎月物価が上がりります。上がるうちには買わなければいけぬ、金もわなきや。ところが金もらうのはずっと先なんですから、そのときはもう物価は上がつてしまつて、そのときには支給することができるわけです。そういうことで、非常に無理でありますけれども、まあどうにか滑り込んだというふうなことでございますが、これを今後例にとりわけ引きになつておるといふことが指摘されました。私はその問題には触れませんけれども、だから、一ヶ月でも早く職員には支給することが政府の私は責務だと思うんです。そういう関係で、このういうものの手続なんか二ヶ月、三ヶ月かかるといふんではなくて、できる限り今後早くこれができますかね引きにしなつておるといふことが指摘されました。しかし、実際には、人事院勧告がでけられなんですね。しかし、実際には、人事院勧告が出るまで早く職員には支給することができるわけですね。特に防衛庁の方からはなかなか法案の出るまでおくれると、国会が開かれぬ限りいつまでもほつておかれると、このことは、もう働く人にとつて、特に物価が安定してもらうと、こういうことをだんだん習慣づけませんと、二ヶ月も三ヶ月もおくれると、国会が開かれぬ限りいつまでもほつておかれると、このことは、もう働く人にとつて、特に物価が安定していればそうでもありませんけれども、そうでない場合は、これは大変なことになるんですよ。この点について、政府の方も、人事院が勧告を出した、これに応じて早く作業をして、とにかく提出するとか処置をすると、そういう点についてひつと計算で時間もかかるでしょけれども、そうでなければ、大体毎年四月から実施する、人事院の改定率として、ほのかの方は大体六・八とか六・九で平均七・一になつていますが、大体において下の方は今度の改定率の平均にいつているわけなんですが、ほのかの方も改定率は同じですけれども、特に防衛庁でも改定率八・八五といふことは、御承知のとおり改定率の一部、それから改定率を含めましたいわゆる参事官等の俸給表、これは内閣委員会調査室の審査資料によるんですが、こういうふうに高くなつてるのはどういうわけでしょう。この点ひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(竹岡勝美君) 防衛庁職員の場合には、御承知のとおり改定率の一部、それから改定率を含めましたいわゆる参事官等の俸給表、これが七・一八%のアップ率でございます。それから、ちなみに申し上げますと、自衛官全体のアップ率が七・〇七%であります。それから一般事務官、これは一般職と同じでございますから六・八

○政府委員(茨木廣君) 統計局の発表の消費者物価指数の総合のところで申し上げますと、四月以降九・三、五月が九・二、それから六月が九・五、七月が九・九、八月が九・二というのが対前年同月比の指数でございます。

○岩間正男君 全然これは八%割った月はないんです。平均すると九・五%ぐらい毎月上がっています。しかもこれは政府統計だ。たとえば、東京都で調査した最近の実態調査があります。この調査によると、ほとんど多くの人は三〇%上がったという生活感覚を持つているんです。とても一〇%割つたとか、九%とか、こんなもんだというふうには考えていない。こういう実態から見ますといふと、これは公務員労働者の生活が今度の給与によって保障される、こういうふうには考えられない面が出てくるわけです。こういう点は深刻に受けとめなければならぬのです。なぜそういうことを私が言っているか、と、公務員労働者の生活権といふのは、自分の地位を確保する、だれよりもこれは国民に対付してですね、これは当然責任を負わなくちゃいけないんです。公僕と言われる意味があるとすれば、国民に対するこれは奉仕の義務がある。ところが権力支配のもとで、権力に対するそういう柔順な態度とか、そういうものだけは要求されるというものがいまの公務員の姿になつておる。これは根本的にやはり公務員の身分となりますが、それをもつたわけですが、まだ勧告が行われていないところもあるけれども、軒並みこれは国の六・九四名を下回つておる。わずかに三県が上回つておるというような実情のようですね。自治省通達ではこれに対するいろいろな制限を加えておったでしよう。そういうことになつてゐるのですが、自治省通達というものはどういうものですか、これを明らかにしてもらいたい。

○説明員(石見隆三君) 御指摘の通達は、本年十月十五日に自治省事務次官名をもつまして各都道府県知事及び各指定都市の市長にいたしました通達でありますか、と思います。この通達は、御案内とおり国家公務員の給与改定につきましての闇議決定がなされましたことに伴いまして、本年度の地方公務員の給与改定につきまして留意すべき事柄を列挙したものであります。この年度、この形でこのような時期に各地方団体に通達を申し上げております。この給与勧告につきましては、従来ぜひとも完全実施をしていただきたいということでおわれわれ也要望しておりましたし、また、国会等でも御質問ですね。これは質問、あるいは私が聞き違ひます。それは責任ありますから答弁を願いたい。簡単でいいですよ。

○國務大臣(西村尚治君) 質問の御趣旨がよくわからなかつたのですが、今度のベースアップが物価の騰貴率を下回つておる、そのことについての御質問ですね。これは質問、あるいは私が聞き違ひませんが、私もそういうふうに理解しています。

○説明員(石見隆三君) 中身につきましては、御案内のとおり、給与改定と申しますのは、いまさらい申し上げるまでもなく、一定の適正な給与水準を実現するために行うものであるというふうに理解をいたしておりまして、現在の地方公務員の給

て答弁申し上げますが、確かに物価指数の上昇率を下回つておることは否めません。否定できません。しかし、ただ、私どもの方としましては、人事院勧告というものをあくまで尊重するという立場で今まで貰いてきておるわけでございまして、その人材院勧告といたしまして、その納税者である国民の理解と納得を得られるものでありますけれども、今後ともそういう基本的な姿勢といふものは堅持して対処してまいり、人事院には考えていない。こういう実態から見ますといふと、これは公務員労働者の生活が今度の給与によつて保障される、こういうふうには考えられない面が出てくるわけです。こういう点は深刻に受けとめなければならぬのです。なぜそういうことを私が言っているか、と、公務員労働者の生

活権といふのは、自分の地位を確保する、だれよりもこれは国民に対付してですね、これは当然責任を負わなくちゃいけないんです。公僕と言われる意味があるとすれば、国民に対するこれは奉仕の義務がある。ところが権力支配のもとで、権力に対するそういう柔順な態度とか、そういうものだけは要求されるというものがいまの公務員の姿になつておる。これは根本的にやはり公務員の身分となりますが、それをもつたわけですが、まだ勧告が行われていないところもあるけれども、軒並みこれは国の六・九四名を下回つておる。わずかに三県が上回つておるというような実情のようですね。自治省通達ではこれに対するいろいろな制限を加えておったでしよう。そういうことになつてゐるのですが、自治省通達といふのはどういうものですか、これを明らかにしてもらいたい。

○説明員(石見隆三君) この通達は先ほども申し上げましたように、給与改定に際しまして、現実に現在の地方公務員の給与が国家公務員の給与水準をかなり上回つておることは事実でございます。そこで私どもいたしましては、いま申しますように、地方公務員の給与は国家公務員に準ずるという法律上のたてまえになつておりますわ

けでございますから、この辺のことにつきましては必要な助言あるいは勧告、御指導申し上げる法律上の権限を有しておりますので、その法律の根拠に基づきまして、給与改定に際し留意すべき事柄を列挙したものでございます。

○岩間正男君 地方財政がなかなか楽でない、赤字財政を続けていたところが多い、そういうところにこのような通達が出てまいりますと、実際はこの結果は地方公務員の生活権に非常に深い関係を持つてくる。これが非常に極端にやられた場合には、やはり既得権の剥奪といふことにつながるわけですから、これはよほど慎重にやらなければなりません。そうしてしかも、そういう権限を持っているということを言っておりますけれども、やはり地方自治の精神に立つてこれを考えれば、画一的なこのようなり方をやるべきではないと私

は考るだけです。

時間の関係がありますから次に進みますけれども、今度の人効の実施ですね、政府は閣議決定をしたわけありますけれども、この給与改定をやると同時に三つのいろいろな制約を加えてきています。それは、行政事務の運営の簡素化、合理化、あるいは第四次定員削減の計画、それから、地方公務員団体の定員、給与の抑制、これはいま華げたところですが、このようなやり方で、一方では予算の節約をやろうとしておるわけですね。しかし、その中で私は特に地方行政の問題をお伺いしたい、実は冷害との関係で。

今度の冷害、これは北海道、東北六県を始めとしまして、十県、十地方が激甚地になるわけありますけれども、こういう中できょうの十一時に冷害の被害状況が発表されたと思うんです。農林省からその概略を、非常に簡単にいえども、これから説明してほしいと思います。

○政府委員(杉山克巳君) 本日農林省におきまして、本年の水陸稲の予想収穫量と、それから冷害による農作物被害の概況を発表いたしました。

予想収穫量の方から申し上げますと、水陸稲合計でも千百七八万三千トン、これは、いわゆる作況指数で平年作を一〇〇としたものに比べますと、水稻で九四、それから陸稲で九九となります。陸稲は数量的にネグリジブルでございます。九四という作況と御理解いただければ結構でございます。

それから、冷害による農作物の被害でございますが、これは沖縄県を除く全国都道府県において発生しております。総被害見込み金額は四千九十三億円。作物別を見ますと、水陸稲の被害が最も大きくて被害見込み金額は三千四百三十三億円、総額の約八四%になります。次いで野菜が二百九十九億円となっています。

それから、地域別に見ますと、主な道県といったしまして、北海道が被害が一番大きくて、金額で八百六十一億円、以下金額は省略しますが、順番

として岩手県、宮城県、新潟県、青森県、それから福島県、山形県、秋田県、千葉県、長野県、こち十道県の被害額は総被害額の約八割というふうになつております。

以上でございます。

○岩間正男君 気象庁に伺いますが、異常低温とは一体具体的にどういうことを指すのですか。

○政府委員(有住直介君) 異常という定義でござりますけれども、気象学の方では、たとえば気温を例にとりますと、気温が変動いたしますが、変動の平均のカーブ——変動の分布をつくったといつしまして、平均のところから、専門の言葉で言いますと標準偏差の二倍以上超えたときに異常と言つて、大体二十五年から三十年に一回記録として出でてくるようなものがちょうど異常値というものに相当いたします。ことしの東北の場合は異常値ということで大変農作物その他に被害があつたわけであります。

○岩間正男君 異常気象の監視、これも気象庁の当然の任務に入つておりますね。

○政府委員(有住直介君) 監視と申しますか、観測というものはいたしております。ただ、農業气象の関連といたしましては、私どもとしては、やはり予報といふものを出しておるだけです。

○岩間正男君 その欠陥は体制的にはどういうところにあるんですか。

○政府委員(有住直介君) やはり、これからその予報技術の推進ということであろうと思いまして、気象庁におきましても、従来の整備にさらに強化するために、昭和四十九年、昭和五十年には、いままでより以上の資料をいただくため年に、たとえば北半球の高層のデータを豊富に取り入れる、全世界のデータを取り入れる、また従来よりも増して南北半球のデータを入れる、こういうことを四十九年、五十年とかけまして、定員も四名ずつ八名いただきましたして、各方面的御理解をいただきましたして推進しているわけでござりますけれども、この異常気象と申しますのは、地球全体の大循環的な関係で起りますので、全地球的な視野でもって各種データを入手し、それを予報すると

も、世界に先駆けまして一ヵ月予報、三ヵ月予報、それから六ヵ月の暖候期、寒候期予報というものをやつております。世界でも三ヵ月予報をういう順番になつております。いま申し上げました十道県の被害額は総被害額の約八割というふうでございまして、いまだ業務的には三ヵ月以上の予報といふものはやつていないのでござりますけれども、気象庁いたしましては、過去、從来からこの辺に力を入れまして努力しているようなわざでござります。

○岩間正男君 一年ぐらい前から予知されないと、これは気象通報としては余り効果がないわけですね、冷害の予防については、どうなんですか。

○岩間正男君 予報といふものはやつていないのでござりますけれども、気象通報としては余り効果がないわけですね、冷害の予防についても、どうなんですか。

○岩間正男君 やはり農業対策その他の準備をするには早いほどよろしいかと思っておりますけれども、現在の長期予報の技術段階といつしましては、気象庁ではいま暖候期予報、寒候期予報を六ヵ月前にやつているわけでござりますけれども、技術的には、私どもとしてはこれ以上の長い長期間の予報に踏み切るまだ段階には来ていないというふうに考えておるわけでござります。

○岩間正男君 それが、技術的には、私どもとしてはこれ以上の長い長期間の予報に踏み切るまだ段階には来ていないというふうに考えておるわけでござります。

○岩間正男君 その欠陥は体制的にはどういうところにあるんですか。

○政府委員(有住直介君) やはり、これからその予報技術の推進ということであろうと思いまして、これは複合的にやつておりますけれども、中核によつて違いますけれども、通常二十数名の予報の課の定員がおりまして、その中で普通の短期と一緒にいたしまして仕事をしているというのが現状でござります。また、研究方面につきましては気象研究所というのがございまして、その中の予報研究部の中でもこういう大循環

を考えますと、この日本の気象観測の体制といふのは、こういうような冷害、これが今後どうなるか、ことに北方において今後継続されるかもしれないというような、そういう予想もされている。そういう中で非常にこれでは心細い次第、そう思ふのですが、どうですか。

○政府委員(有住直介君) ただいま申しましたように、四十九年、五十年で八名の人をいただきましたして、現在では本庁と申しますか、東京の気象庁には二十二名の定員から成ります長期予報課といつまして、これは複合的にやつておりますけれども、中核によつて違いますけれども、通常二十数名の予報の課の定員がおりまして、その中で普通の短期と一緒にいたしまして仕事をしているというのが現状でござります。また、研究方面につきましては気象研究所というのがございまして、その中の予報研究部の中でもこういう大循環

を考えますと、長期的な問題といふものに取り組んでおるものが現状でござります。

○岩間正男君 それじゃ、この気象関係の中で、

結果は被害を防止する、あるいはまた国民の、こ

ういう姿勢でやつておるわけでござりますから、

○岩間正男君 単に観測するだけでなく、その

結果は被害を防止する、あるいはまた国民の、こ

ういう姿勢でやつておるわけでござりますから、

○岩間正男君 そういう点でござりますけれども、この異常気象と申しますのは、地球全体の大循環的な関係で起りますので、全地球的な視野

でもって各種データを入手し、それを予報すると

その方向で気象庁も進んでいるわけでござりますが、まだ現段階では遺憾ながら六ヵ月がもう本当にをやつております。世界でも三ヵ月予報をういう順番になつております。いま申し上げました十道県の被害額は総被害額の約八割というふうに私ども思つてゐるわざでござります。

○岩間正男君 気象庁のある研究者に聞くと、長期的な予報は新しい分野に入るが、基礎研究の体制が必要であると言つてゐる。しかし、この調査研究は気象研究所の一室でわずか五人か六人で行つてゐるにすぎない。経常費もわずか五千万程度にすぎない、こういうことです。一千億という単位の被害、現に先ほどもこれは四千億以上の被害が統計上もきょう発表されたわけです。それを予報といふものはやつていないのでござりますけれども、気象庁いたしましては、過去、從来からこの辺に力を入れまして努力しているようなわざでございまして、いまだ業務的には三ヵ月以上の予報といふものはやつていないのでござりますけれども、気象通報としては余り効果がないわけですね、冷害の予防についても、どうなんですか。

○岩間正男君 予報といふものはやつていないのでござりますけれども、気象通報としては余り効果がないわけですね、冷害の予防についても、どうなんですか。

○岩間正男君 予報といふものはやつていないのでござりますけれども、気象通報としては余り効果がないわけですね、冷害の予防についても、どうなんですか。

○岩間正男君 それから、この気象関係の中で、

冷害ですね、これを長期に観測する、そういう関係の人は実際どのくらいいるんですか。

○政府委員(有住直介君) 長期予報課というのにいま気象庁としてはむずかしい予報をすればけれども、この異常気象と申しますのは、地球全体の大循環的な関係で起りますので、全地球的な視野でもって各種データを入手し、それを予報すると

いう観点に立ちますと、さらには産業気象課というのがございまして、この定員が十七名で勤めておりますが、そこで農業気象ということでタッチしながら仕事を進めておるというのが現状でござります。

○岩間正男君 私はこの気象問題、運輸委員会でも何回も取り上げました。この体制についてお聞きしたんだが、どうも長官の答弁はいつでも丈夫です、これからとにかくやつていきます、こういう答弁ですね。ところが被害はどんどん起ころ。そしていつでも体制が立ちあくれば。今度の問題だってそういうことをこれははらんでおりま。す。無論冷害ですから單にこれは予報の問題だけじゃない。それから、少なくともこの冷害を事前にキャッチすることができる、対策を講ずるといふことになれば、被害はずいぶん減らすことができるんですよ。そう考えますと、いま全部をかき集めてここで答弁されたんだと思いますが、四十人ということで、しかもそれは長期予報とか農業関係の気象だと、こういうふうに言っていますが、全部それにかかるわけでもない。そこへもつてきて予算の問題がある。さらに総定員法のこれは適用を受けるわけでしょう。人員減らされるんじやないですか。今度の総定員法による削減、これがかかってきてい��んだと思いますけれども、これに対する来年度の体制を確立するためにはぐらの人員の要求をされておるか、そういう点あわせて答弁を願いたい。

○政府委員(有住直介君) この長期予報関係につきましては、いろいろとわれわれも強化していくという方向で検討させていただいております。それから、この削減でございますけれども、気象廳というのは大体が非常に技術をもとにいたしましてサービスをよくしていきたいと。で、できるだけいいサービスをするということは、とりもなおさず、たとえばいまの農業災害を守るということです。たとえも質のよい正確な予報というものを提供したい、そういうことで進めております。まあ防災にしろ何にしろ的確な予

報を的確に出す、そのためには、たとえば大型の電子計算機を本庁に据えまして数値予報を展開いたしましたり、これもいま十分に利用さしていただいておりますが、さらに地域観測網計画によりまして、全国に千点以上の観測点を設きまして自動的に十分で資料を集め、また十分で資料を配るというような仕事をやらせていただいたら、また来年の七月には静止気象衛星を上げまして全球的な観測をしたい、こういうことをもくろんでいます。無論冷害ですから単にこれは予報の問題だけじゃない。それから、少なくともこの冷害を事前に申しました、たとえば全球的な観測をしますと、それによりまして長期的な予報の精度も上がるわけでございますが、これらはいずれも先ほど申しました、たとえば全地球的な観測をしますと、かわっていくといふ面も出てまいりまして、そういうものにつきましてはこの削減といふこともやらざるを得ないというふうにわれわれ考えて進めているわけでございます。

○岩間正男君 これは何人削減され、そして何人要求しているんですか。

○政府委員(有住直介君) 今までの総数は六百二十九名の削減でございまして、しかし、新しい方面への定員増のいろいろのバックアップをいただきましたして六百四十四名の定員増をいただいておりますけれども、差し引きいたしましては十五名の増ということにいまではなっておりません。

先生の御質問は第四次かと思いますが、この次の削減につきましては、まだ私どもは何名というようなことが気象廳といたしましてはわかっております。

○岩間正男君 大体、冷害の長期予報というのは一、二年ぐらい前から予報できる体制をとらなければ実際の効果はない。その点ではせいぜい三ヵ月ぐらいまでの予報しかできない現状、こうしているということはできないわけですね。これは、どうしたって人員の問題がある。予算の問題

がある。そうして、そういうものを充足することによって、たとえば今年度だけでも四千五百億を超えるような、これは官庁統計でもそうあります。ですが、実際はこれは大変だと思います。私もこれは冷害の調査に東北各地を回りました。大変です。実際、これは驚きます。もう山間の農民ではありませんが、さくらんぼの飯米がないまま、みを持たない、それから来年の飯米がないまま、全國に干点以上の観測点を設きまして自らの観測をしたい、こういうことをもくろんでいます。それで、さくらんぼのつくり方も、一番大きな問題は、たとえばこのつくり方も、一番大きな問題は、たとえも田植え機で植えること。非常に申しました、たとえば全地球的な観測をしますと、それが大変だと思います。もう山間の農民では種もみを持たない、それから来年の飯米がないと、それによりまして長期的な予報の精度も上がる、そういう観点で技術的な向上というものを目指して進めておるわけですが、それに対する対応をして、やはり今までやっていたような古いと申しますか、旧来の観測方法というものはとりかわっていくといふ面も出てまいりまして、そういうものにつきましてはこの削減といふこともやらざるを得ないというふうにわれわれ考えて進めているわけでございます。

○岩間正男君 これは何人削減され、そして何人要求しているんですか。

○政府委員(有住直介君) 今までの総数は六百二十九名の削減でございまして、しかし、新しい方面への定員増のいろいろのバックアップをいただきましたして六百四十四名の定員増をいただいておりますけれども、差し引きいたしましては十五名の増ということにいまではなっておりません。

先生の御質問は第四次かと思いますが、この次の削減につきましては、まだ私どもは何名というようなことが気象廳といたしましてはわかっております。

○岩間正男君 大体、冷害の長期予報というのは一、二年ぐらい前から予報できる体制をとらなければ実際の効果はない。その点ではせいぜい三ヵ月ぐらいまでの予報しかできない現状、こうしているということはできないわけですね。これは、どうしたって人員の問題がある。予算の問題

がある。そうして、そういうものを充足することによって、たとえば今年度だけでも四千五百億を超えるような、これは官庁統計でもそうあります。ですが、実際はこれは大変だと思います。私もこれは冷害の調査に東北各地を回りました。大変です。実際、これは驚きます。もう山間の農民では種もみを持たない、それから来年の飯米がないまま、全國に干点以上の観測点を設きまして自らの観測をしたい、こういうことをもくろんでいます。それで、さくらんぼのつくり方も、一番大きな問題は、たとえも田植え機で植えること。非常に申しました、たとえば全地球的な観測をしますと、それが大変だと思います。もう山間の農民では種もみを持たない、それから来年の飯米がないと、それによりまして長期的な予報の精度も上がる、そういう観点で技術的な向上というものを目標として進めておるわけですが、それに対する対応をして、やはり今までやっていたような古いと申しますか、旧来の観測方法というものはとりかわっていくといふ面も出てまいりまして、そういうものにつきましてはこの削減といふこともやらざるを得ないというふうにわれわれ考えて進めているわけでございます。

○岩間正男君 これは何人削減され、そして何人要求しているんですか。

○政府委員(有住直介君) 今までの総数は六百二十九名の削減でございまして、しかし、新しい方面への定員増のいろいろのバックアップをいただきましたして六百四十四名の定員増をいただいておりますけれども、差し引きいたしましては十五名の増ということにいまではなっておりません。

先生の御質問は第四次かと思いますが、この次の削減につきましては、まだ私どもは何名というようなことが気象廳といたしましてはわかっております。

○岩間正男君 大体、冷害の長期予報というのは一、二年ぐらい前から予報できる体制をとらなければ実際の効果はない。その点ではせいぜい三ヵ月ぐらいまでの予報しかできない現状、こうしているということはできないわけですね。これは、どうしたって人員の問題がある。予算の問題

がある。そうして、そういうものを充足することによって、たとえば今年度だけでも四千五百億を超えるような、これは官庁統計でもそうあります。ですが、実際はこれは大変だと思います。私もこれは冷害の調査に東北各地を回りました。大変です。実際、これは驚きます。もう山間の農民では種もみを持たない、それから来年の飯米がないまま、全國に干点以上の観測点を設きまして自らの観測をしたい、こういうことをもくろんでいます。それで、さくらんぼのつくり方も、一番大きな問題は、たとえも田植え機で植えること。非常に申しました、たとえば全地球的な観測をしますと、それが大変だと思います。もう山間の農民では種もみを持たない、それから来年の飯米がないと、それによりまして長期的な予報の精度も上がる、そういう観点で技術的な向上というものを目標として進めておるわけですが、それに対する対応をして、やはり今までやっていたような古いと申しますか、旧来の観測方法というものはとりかわっていくといふ面も出てまいりまして、そういうものにつきましてはこの削減といふこともやらざるを得ないというふうにわれわれ考えて進めているわけでございます。

○岩間正男君 これは何人削減され、そして何人要求しているんですか。

○政府委員(有住直介君) 今までの総数は六百二十九名の削減でございまして、しかし、新しい方面への定員増のいろいろのバックアップをいただきましたして六百四十四名の定員増をいただいておりますけれども、差し引きいたしましては十五名の増ということにいまではなっておりません。

先生の御質問は第四次かと思いますが、この次の削減につきましては、まだ私どもは何名というようなことが気象廳といたしましてはわかっております。

○岩間正男君 大体、冷害の長期予報というのは一、二年ぐらい前から予報できる体制をとらなければ実際の効果はない。その点ではせいぜい三ヵ月ぐらいまでの予報しかできない現状、こうしているということはできないわけですね。これは、どうしたって人員の問題がある。予算の問題

入でございますとか、新しいシステムの導入でござりますとか、そういう問題もございますので、そういう点を考えあわせながら気象庁全体としての業務が円滑に行われますように、今後とも十分検討いたしてまいりたいと思います。

○岩間正男君 いまの冷害問題、具体的に冷害問題にどう対処するか、具体的に聞いています。一般論ではだめ。あなたたちは一般論で、皆さるから本が抜けるようだ。

○政府委員(辻敬一君) 具体的な冷害の問題につきましては、先ほど気象庁長官からお答え申し上げたところでございまして、長期予報におきましては、四十九年度、五十一年度において配慮したこともあるわけございまして、今後ともそういう実情を十分検討いたしながら適切な配慮を図つてまいりたいと思っております。

○岩間正男君 一つだけ、最後に。

W.M.O.、世界気象機関の発表によると、気象変動について一年先を予測することは至難のわざではない、こう言われておりますが、はつきりこれは確認してようございますね。その上に立つての体制を気象庁は確立する必要があると思うわけであります。ことに冷害のこの深刻な被害から考へてその必要があると、こういうふうに考へるわけがありますが、あわせて御答弁いただきたい。

○政府委員(有住直介君) いま先生のお話の、かなり長い先の予報が可能であるというお話でございましたが、私の記憶によりますと、W.M.O.でつくりましたG.A.R.P.計画といふのができるようになるかもしれないということを見たのでござります。それは、現在私どもの進めております静止気象衛星を上げて全地球的に観測をするという計画が、来年、再来年とございます。それを第一回をまとめた上で、その後何年かわかりませんが、今度は第二次の全球観測計画を立てたいといふ方向で進んでおりますが、そのときにはさらに

衛星等による観測が精密化されまして、大気を十の層に分けて、観測の数値予報で、格子点と言つておりますが、それを平面だけで一万点、十の層でですと十万点の格子点を使って数値予報を行うようになつた暁には、恐らく数百日の先の数値予報も可能ではなかろうか、可能かもしれない、そういう表現のところを記憶しておるのでございますが、それではなかろうかと思うのでござりますが、私が、私もそういう計画には国際的な協力として進んで気象庁も参加しておりますのでござりますが、それではなかろうかと思うのでござりますが、私はもぞういう方向で長期予報につきましてもわれわれは進めさせていただきたい、そういうふうに思つておるわけでございます。

○委員長(中山太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として大塚齋君が選任されました。

○委員長(中山太郎君) それでは、引き続き質疑をお願いいたします。

○中村利次君 去年の十一月に行政局長名で、給与条例の規定に基づかない昇給短縮は違法であると、いう指導通達を出していますね、いかがですか。

○中村利次君 違法であるというめづけであつても、やっぱり現状行われておるものには、これは改善に努力をしなさいということだと思ひますよ。そななりますと、人確法が制定をされまして、これはやっぱり読んで字のごとく、教員に人材を求めるよということとだと思ひますよ。そこで第三次までの人事院勧告が出されておるはずなんですよ。ところが、特定の県なんかでは昇短を廢止したことによって、これはたとえば地方公務員の場合には条例に基づいて給与を決めていますから、にわかにこれをカットするわけにはいかないけれども、運用昇短の方はカットされて、人確法に基づいて給与の改善をされたけれども、カットされちゃったことによつてかえって下回るという事例が出ていると言われていますが、そういう点御承知かどうか。

○説明員(石見隆三君) その辺の各県ごとの詳細につきましては、ちょっと手元に資料を持っておりませんし、いま直ちにここでお答え申し上げることはいかがかと思うわけありますが、いわゆる一齊短縮あるいは運用昇短によりまして、すでにかなり地方公務員の給与自体が国家公務員の給与と水準を上回る場合には運用昇短の廢止など教員給与の適正化に努力をする、こういう通達を出していますね。

○説明員(石見隆三君) いまお示しの通達は手元に持っておりますものと一致しておりますかどうか、今年の三月十七日に事務次官名をもちましまして、教員給与の改善に関する取扱いについてとい

う通達を出しております。

○中村利次君 片方は違法である、片方は給与の適正化に努力をしなさいという通達なんですが、これはどういうことですか、突然で申しわけありませんが。

○説明員(石見隆三君) いまお示しの前段の通達につきましては御指摘のとおりであります。後段の通達におきましては、前段の通達を受けまして、「一月一八日自治給第六二号で通知した関係事項を遵守し、引き続き教員給与の適正化に留意して、そういう形でお願いいたしたい」ということを申し上げておるわけでありますし、後段の通達は前段の通達をそのまま受けておりますので、趣旨としては同じ気持ちでおるわけあります。

○委員長(中山太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として大塚齋君が選任されました。

○委員長(中山太郎君) それでは、引き続き質疑をお願いいたします。

○中村利次君 違法であるというめづけであつても、やっぱり現状行われておるものには、これは改善に努力をしなさいということだと思ひますよ。そななりますと、人確法が制定をされまして、これはやっぱり字のごとく、教員に人材を求めるよということとだと思ひますよ。そこで第三次までの人事院勧告が出されておるはずなんですよ。ところが、特定の県なんかでは昇短を廢止したことによって、これはたとえば地方公務員の場合には条例に基づいて給与を決めていますから、にわかにこれをカットするわけにはいかないけれども、運用昇短の方はカットされて、人確法に基づいて給与の改善をされたけれども、カットされちゃったことによつてかえって下回るという事例が出ていると言われていますが、そういう点御承知かどうか。

○説明員(石見隆三君) その辺の各県ごとの詳細につきましては、ちょっと手元に資料を持っておりませんし、いま直ちにここでお答え申し上げることはいかがかと思うわけありますが、いわゆる一齊短縮あるいは運用昇短によりまして、すでにかなり地方公務員の給与自体が国家公務員の給与と水準を上回ることは事実でございまして、教員給与の改善に関する取扱いについてとい

ては、教員給与の改善に際しましては給与の水準の適正化を図るという観点から、前段の通達を受けて、そういうような扱いにつきましては今後行なわれることになりますが、そういう扱いにつきましては、その場合には、あるいは先生御指摘のような例が理論的には起これ得るかと存じますけれども、現実にそういう例が起こりましたかどうか、ちょっと今までのところ資料を持っておられませんが。

○中村利次君 これは人事院にもお伺いをしたいと思うのですが、あるいは総理府総務長官でもやはり人材確保というものは、教員の給与を改善して人材を確保しようというところに目的があります。確かに国家公務員よりも地方公務員の方が給与が上回るということは指摘されています。そのことを既得権として守るのが是か、あるいはやっぱり国家公務員に準すると、ということと、適正化を図つていく方向性については、これは否定しない。適正化すべきであると思う。しかし、たとえばいま審議中の人事院の勧告についても、六月の期末手当あるいは勤勉手当の率を引き下げ、しかしながらすでに支払われたものについては特別措置といいますか、そういう配慮がある。ですから、仮に適正化すべきであるとしても、人材を確保して教育を充実しようという目的を持つたそういう人確法に基づいて勧告されたものによつて実質収入が下回るというような、そういうことはちょっとやっぱりこれは非常におかしいではないかというのが、これは私は常識だと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(藤井貞夫君) 御承知のように入事院といつしましては、人確法に基づいて三次にわたる勧告をお願いをいたしましたのでござります。ただ、その場合にわれわれの直接の対象になりますのは国家公務員でございます。したがいまして、地方の指導ということになりますと、これは自治省なり文部省の問題に相なるわけでございます。

給与の基本のあり方というものが、国家公務員と地方公務員の間に均衡性を持ついくべきである。というのが、これは法律のたてまえもそくなつておるわけでありまして、そういう趣旨から、自治省としては少し行き過ぎな面が出ておるというようなことに注目して指導の適正化を図らうとしておられるのではないかというふうに思いますが、

これは私の立場からとやかく申し上げるべき筋合いでなくて、自治省なり文部省の方からお答えをいたくことが適切であろうと思ひます。

○中村利次君 私は、これはむしろ政府の姿勢だと思うのですよ。ですから人事院総裁に、私は総裁としてそういうこともやむを得ないのかどうかといふことを聞きたかったのです。人確法に基づいて三次の勧告をされた、もう二次ですでにそういう事象が、仮に少数であっても出ていると言われている。そういうことは、やっぱり人事院の立場からいっても好ましいことではないんじやないか。というような感じでお答えを求めたのですが、これはいいでしょ。所管ではないとおっしゃれば確かにこれは所管ではない。しかし、どうですか

総務長官、政府の姿勢として、人確法に基づく給与の改善をしようとしたところが、一時的であつてもかえつて下回るものになつたというのでは、仮つくて魂入れないどころか、何かどうも私は相当の不満が出ると思いますよ。いかがでしょ、政治姿勢の問題として、政府の。

○国務大臣(西村尚治君) ちょっと私、初め半分席を外しておつたものですから聞き漏らしまして、あるいは的確な答弁できないかもしませんけれども、地方公共団体の職員の給与の関係のようですが、これは申し上げるまでもなく自治省の所管でございますので、私どもかとかく意見を差しはさむのはどうかとも思われますけれども、一般論としましては、これは国家公務員の給与に準じるべきものだと、地方公務員法にもそういう規定がござります。ただ、にもかかわらず若干いままで地方公務員の方が上回つてきた、それを少し是正すべきだという意見は閣議にも出ておりまし

た。そういうのを受けて先般の通達が出たんだと思ひますが、これが何か大きく出血するような結果になるというようなままお話だったんですね。

○中村利次君 部分的であつてもですね。
○國務大臣(西村尚治君) これは長い目で見ると思ひますけれども、その中にありますけれども、一時は止してもらつべきだと思ひますけれども、一

おも含めて、あるいは文民統制が正しく機能をしておるのかどうかという、そういう問題の事件が起きたと私は思つておるんですけども、それでこそ、明らかにソ連側の言い分はどうあつた。そこで、明らかにソ連側の言い分はどうあるとも、わが国の領空が侵犯されて函館に強行着陸をしたんですから、その結果ミグ25の調査をされましたが、これは自治省の所管ですから、余り私が深入りして意見を申し上げるのはちょっと遠慮としていただきたいと思います。できれば、さつき御指摘になりましたような、この六月期の、五・二カ月分の特別給を○・一減らすべき勧告が出来られたにもかかわらず既得権は戻入させない、戻入しない、そういうふたつの配慮が、余り出血が大きいようだつたらあるいは望ましいということは言えるかもしませんけれども、実態をつかんでおりませんので、ちょっとこれ以上のことを申し上げるのはひとつ遠慮としていただきたいと思います。

○中村利次君 やっぱり給与条例に基づかない運用規矩は違法であるということで、今後人事院勧告がまた累次続くわけですね。給与が改善されたかと思うと実際には足切りをされてかえつてマイナスになつてしまふんだというふうに考へました。一方やはり日本の平和外交という観点もござりますので、やはりその取り扱いについては外交的な配慮というものも一面において考えるべきである、こういうふうな方針を立てましてこの調査も行つたわけでござりますが、その結果、まだ細かい詰めた調査書というものは私のところに参つておりませんが、しかし、大筋の形における報告というものは届いております。それによりましても、得るところがあつたと、そのものが何であるかということは、まだいまこれの返還の実が上がつておりますので、多少外交的配慮もございます。

○中村利次君 どうも私は外務省あたりの配慮が余り強過ぎて、何か独立国としての主権が国民の間に納得されないような形が出たんじゃないかなことをきわめて憂慮するんですよ。これはひとつ国民感情からいつても、私はいま一段と配慮をされるべきではなかつたかと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、文民統制が正しく機能をして、わが国の独立国としての専守防衛体制というものはなければならない。ところが、これは私は代表質問でも取り上げてみたんですが、総理の答弁はまことに、何だかピント外れでございまして、大変な領空侵犯をされた函館に強行着陸をされてから、あるいは函館に強行着陸をされてから、専守防衛力に対する連絡というものは、非常にくれていますね。ということは、やっぱり総理に対する報告もおくれ

かという非常に疑惑を持つような事件が起きました。ミグ25事件で、独立国としての日本の防衛の事件が起きたと私は思つておるんですけども、それでこそ、明らかにソ連側の言い分はどうあるとも含めて、あるいは文民統制が正しく機能をしておるのかどうかという、そういう問題

も含めて、あるいは文民統制が正しく機能をしておるのかどうかという、そういう問題を含めてあの事件が起きたと私は思つておるんですけども、それでこそ、明らかにソ連側の言い分はどうあるとも、わが国の領空が侵犯されて函館に強行着陸をしたんですから、その結果ミグ25の調査をされましたが、これは自治省の所管ですから、余り私が深入りして意見を申し上げるのはちょっと遠慮としていただきたいと思います。できれば、さつき御指摘になりましたような、この六月期の、五・二カ月分の特別給を○・一減らすべき勧告が出来られたにもかかわらず既得権は戻入させない、戻入しない、そういうふたつの配慮が、余り出血が大きいようだつたらあるいは望ましいということは言えるかもしませんけれども、実態をつかんでおりませんので、ちょっとこれ以上のことを申し上げるのはひとつ遠慮としていただきたいと思います。

○國務大臣(坂田道太君) 今回のミグ25戦闘機の領空侵犯の事件でございますが、私は当初から、日本が主権が侵されたわけでござりますから、これはやはり独立国としてなすべきことはなきなければならぬ。したがいまして、人についても、物についても調査をすべきであるというふうに考えました。一方やはり日本の平和外交という観点もござりますので、やはりその取り扱いについては外交的な配慮というものも一面において考えるべきである、こういうふうな方針を立てましてこの調査も行つたわけでござりますが、その結果、まだ細かい詰めた調査書というものは私のところに参つておりませんが、しかし、大筋の形における報告というものは届いております。それによりまして、得るところがあつたと、そのものが何であるかということは、まだいまこれの返還の実が上がつておりますので、多少外交的配慮もござります。

○國務大臣(坂田道太君) 率直に申し上げまして、われわれ防衛廳の希望と、それから外務省のまた人道上の配慮と、この二つの意見がございました。一方やはり日本の平和外交という観点もござりますので、やはりその取り扱いについては外交的な配慮というものも一面において考えるべきである、こういうふうな方針を立てましてこの調査も行つたわけでござりますが、その結果、まだ細かい詰めた調査書というものは私のところに参つておりませんが、しかし、大筋の形における報告というものは届いております。それによりまして、得るところがあつたと、そのものが何であるかということは、まだいまこれの返還の実があつたと、その二つの意見がございました。

○中村利次君 得るところがあつたということは非常に結構だと思います。そうなりますと、調査結果が大臣のもとにまとめられたら、本委員会に報告をなさるということですね。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでござります。それから次に進みますけれども、わが国は独立国としての専守防衛力を持つています。これは文民統制に基づく専守防衛力を持つておると私どもは解釈をしておる。そこで、たまたま十分かどうか

ておると思ひますよ。こういうことでは、シリアルコントロールが果たして正しく機能しておるのかどうか非常に疑わしいものがありますが、そういう点どうですか。

○國務大臣(坂田道太君) この点報告がおくれましたことはまことに遺憾なことでございまして、こういうことがあってはならないというふうに私は思つております。しかし、これがわれわれが申なのかどうなのかということにつきまして、まあそなだと言えばそのとおり、先生のおおしゃるとおりだと思ひますけれども、いま少しの点はわれわれといたしまして気をつけなきやならないことだと思います。それから、もう少しやはりこういうような事態に対する訓練等も行われなければいけないんじやないかというふうに思つておるわけでございまして、いま私どものところに、領空侵犯あるいは領空侵犯しそうな飛行機の状況等は一々報告がまいりますけれども、やはりある段階段階でこれは長官のところまで上げるべきだと、最終的には参りますけれども、すぐやるかどうかというような判断もござります。しかし、今度の場合、確かににおくれたということはちょっと問題だと私は思つております。で、いまこれに対しても厳密な実は調査を行つておりますので、いざな改善措置を具体的に指示しておりますので、いざな改善措置も参考すると思います。

○中村利次君 改善措置としてはどうということをお考へになつていらっしゃいますか。

○政府委員(伊藤圭一君) 御承知のように、レーダーサイトでつかまえましたのを、アラートについております飛行機が上がつてしまつてこれを誘導いたしまして、帰つてと言いますやるわけでござります。この情報といいましては、各地のレーダーサイトを通じまして航空総隊の指令部までは即時わかっているわけでござります。ところが、航空総隊から航空幕僚監部、さらには内局等には、現時点ではこれを電話をもつて報

告するという形になつております。したがいまして、航空総隊のスコープにあらわれたものが直ちに幕僚監部にも、そしてまた長官のもとにも届くような通信の改善、そういったものが具体的なものとして考へられておるございます。

○中村利次君 どうも、これはやつているとまた次ができなくなつちやうんで困つたものですよ、時間が短いということは。もうしようがありません。またこれはいすれかの機会に、本委員会は防衛はやつぱり一つの柱ですからやりたいと思いま

す。次に移りますけれども、これはこの間林野庁関係で私は職業病について質問をしたんですが、時間が短くてやつぱりどうしても詰めることができなかつた。きょうもあと幾らもないですからこれは詰めることができないでしょけれども、しかし、ともかくにも、いまやつぱり日本の国鉄だと、あるいは林野の行政なんというものは容易ならざる事態ですね、容易ならざる事態。だから、そういう状態の中で、私はこの作業能率を高め、生産性を向上をして国民の期待にこたえるのは当然だと思う。これは当然です。しかしながら、だからといって、人命にかかわりあいのあること、あるいは職業病を出していいということは断じてないわけです。これは何事でもそうですが原因だということはなかなか言いくらいと、いうふうにわれわれ考へております。しかしながら、やはりあくまでもチエーンソーを使つた方々から発生しておるということで、まあ振動によるものということで、ただいま組合関係とも十分協議をしながら、その使い方、あるいはかかりました方がいろいろな治療対策といふものを考へておるわけでございまして、ただいま相当の人数が出ておりますので、今後こういうことのないようになります。これが昭和三十年代の半ばころから問題になって、昭和四十年に認定をされ、この間の業務部長の御答弁によりますと、四十四年には、振動病を出さないという労使間の協定を結んだ、四十五年には労働省の通達が出た。ところが、四十年当時あるいは四十四、五年当時に比べて数倍する振動病が出てゐるんですね、全くびっくりするぐらい。これをどう解釈すればいいのか、私はどうしてもこれは納得できませんから、ここからもう一回始めます。

○政府委員(藍原義邦君) 前回業務部長がお答えいたしたと思ひますけれども、いま先生御指摘のとおり、チエーンソーによります振動障害病が確かに発生いたしております。私どもいたしまし

ても、從来から病氣の発生を防ぐために時間規制等一応やりまして振動病の発生を予防してまつたわけでございますが、非常に残念なことに、確かに現在ある程度の罹患者が出ております。

○中村利次君 これは原因はどこにあると思いますか。その対策を講じた後ですよ、対策を講じた後五、六倍にふえているという原因はどこにあると思いますか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま先生御指摘の原因と申しますと、いろいろな問題が関連して出ているのではないかと思ひますし、はつきりこれが原因だということはなかなか言いくらいと、いうふうにわれわれ考へております。しかしながら、やはりあくまでもチエーンソーを使つた方々から発生しておるということで、まあ振動によるものということで、ただいま組合関係とも十分協議をしながら、その使い方、あるいはかかりました方がいろいろな治療対策といふものを考へておるわけでございまして、ただいま相当の人数が出ておりますので、今後こういうことのないようになります。これが昭和三十年代の半ばころから問題になって、昭和四十年に認定をされ、この間の業務部長の御答弁によりますと、四十四年には、振動病を出さないという労使間の協定を結んだ、四十五年には労働省の通達が出た。ところが、四十年当時あるいは四十四、五年当時に比べて数倍する振動病が出てゐるんですね、全くびっくりするぐらい。これをどう解釈すればいいのか、私はどうしてもこれは納得できませんから、ここからもう一回始めます。

○政府委員(藍原義邦君) 前回業務部長がお答えいたしたと思ひますけれども、いま先生御指摘のとおり、チエーンソーによります振動障害病が確かに発生いたしております。私どもいたしまし

はかららないといふものなんだと言う。そういう基準だと言うのですよ。それなら、それを受けて労使協定をされたんだから、そのことが守られておれば新たな患者が発生するはずはない。もし新たな患者が守つて、ながら発生をするということになれば、その一日二時間、週五日というのはやっぱり誤りだという、どちらかですよ。そのどちらかがわからないといふんじゃ対策の立てようがないんだから、やつぱり一日二時間、週五日ではだめなんだというならまだ話はわかります。ただめなんだというならまだ話はわかります。

○中村利次君 これは原因はどこにあると思いますか。その対策を講じた後ですよ、対策を講じた後五、六倍にふえているという原因はどこにあると思いますか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま先生御指摘の原因と申しますと、いろいろな問題が関連して出ているのではないかと思ひますし、はつきりこれが原因だということはなかなか言いくらいと、いうふうにわれわれ考へております。しかしながら、それははつきり問題にならないから、どつちだか、それははつきりません。しかし、わかりませんといふんじゃそれははつきり問題にならないから、どつちだか、それははつきりませんかという、これからは確かに対策につながります。しかし、わかりませんといふんじゃそれははつきり問題にならないから、どつちだか、それははつきりませんかという、これからは確かに対策につながります。

○政府委員(藍原義邦君) 四十四年来、先生御指摘のように一日二時間ということで規制いたしておりますが、連続の使用の問題についてはいまのところははつきりした取り決めをいたしておりません。たとえば、国有林の場合ですと、過去数年チエーンソーを一年間連続して使っておるという事態もございます。したがいまして、そういう連続して今度年間使う時間の規制とか、その他さらにまた検討すべき問題が私どもとしては残つておるんではなかろうかということで、そういう問題を詰めて現在検討中でございます。

○中村利次君 わかりませんよ、そういう御答弁はおわかりにくかつたかもしませんが、一日に二時間という規制は、取り決めはいたしておりません。皆さん聞いていてわかるかと思う。

○政府委員(藍原義邦君) いま申し上げましたのははつきりした主原因だということはなかなか言つたら、専門家の先生方に委嘱をして、あらゆる角度から検討してもらつて、これなら振動病に

は病気にかからない。それで、労働者にこの問題、それは権威があるのか、責任を持てるのかと言つたら、専門家の先生方に委嘱をして、あらゆる角度から検討してもらつて、これなら振動病に

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	十月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、オロッコ族北川源太郎君等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願(第三五七一號)	一、オロッコ族北川源太郎君等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願(第三五七一號)
第二五七一號 昭和五十一年十月二十一日受理 オロッコ族北川源太郎君等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願	第二五七一號 昭和五十一年十月二十一日受理 オロッコ族北川源太郎君等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願
請願者 札幌市中央区南七条西八丁目山 中徳男外六十名 紹介議員 小笠原貞子君	請願者 札幌市中央区南七条西八丁目山 中徳男外六十名 紹介議員 小笠原貞子君

昭和十七年八月召集令状を受け、北部軍情報部幹太豊原特務機関敷香特務機関に入隊し、旧樺太國境戦線で対ソ諜報活動に從軍した北方少数民族オロッコ北川源太郎君等に、恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置を講ぜられたい。	十一月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、オロッコ族北川源太郎君等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願(第三五七一號)	一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第三三〇一八號)(第三三〇一九號)
一、軍事力強化反対等に関する請願(第三二二三九號)	一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第三三〇一八號)(第三三〇一九號)
一、国家公務員の期末・勤勉手当削減反対に関する請願(第三三四〇號)(第三三四一號)	一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第三三〇一八號)(第三三〇一九號)
理由	十一月一日日本委員会に左の案件を付託された。

北川源太郎君等は、旧日本領土であつた樺太敷香町オタスの森で生まれ、オロッコ族出身であるが、オタス部落指導者河村秀弥先生の下に学校教育を受け、善良な町民として平和な生活を営んでいた。昭和十七年十七歳で陸軍の召集を受け、その特性を生かした特務機関要員として戦争貢遂のため活躍した。敗戦後は軍事俘虜としてソ連軍に収容され、スペイ罪で八年間も重労働に服し、通算約十四年間の軍務を果たして復員した。同君等は現在善良な網走市民として家業に専念するとともに、北方民族オロッコ文化の唯一の継承者と	十一月一日日本委員会に左の案件を付託された。
紹介議員 小笠原貞子君	紹介議員 小笠原貞子君
第三三〇一八號 昭和五十一年十月二十五日受理 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願	第三三〇一八號 昭和五十一年十月二十五日受理 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 神奈川県大和市下鶴間三、五三七 紹介議員 片岡 勝治君 鈴木洋子外十四名	請願者 神奈川県大和市下鶴間三、五三七 紹介議員 片岡 勝治君 鈴木洋子外十四名
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第三三〇一九號 昭和五十一年十月二十五日受理 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願	第三三〇一九號 昭和五十一年十月二十五日受理 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 岡山市小山七一 東馬克己外三十 紹介議員 岩間 正男君	請願者 岡山市小山七一 東馬克己外三十 紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。
国家公務員の期末・勤勉手当の○・二切下げを行わざ、現行法どおりとされたい。	国家公務員の期末・勤勉手当の○・二切下げを行わざ、現行法どおりとされたい。

昭和五十一年十一月十九日印刷

昭和五十一年十一月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C